

令和4年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

令和4年3月4日（金曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第22号～議案第24号直接審議（先議）

日程第 2 常任委員会議案付託

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
15 番	宮 澤 芳 雄	16 番	伊 藤 房 代
17 番	向 後 悦 世	18 番	景 山 岩三郎
19 番	木 内 欽 市	20 番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 米 本 弥一郎

副 市 長 飯 島 茂

教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
行 政 改 革 推 進 課 長	大八木 利 武	総 務 課 長	宮 内 敏 之
企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	山 崎 剛 成
税 務 課 長	伊 藤 義 一	市民生活課長	八 木 幹 夫
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	穴 澤 昭 和
子 育 て 支 援 課 長	多 田 英 子	高 齢 者 福 祉 課 長	赤 谷 浩 巳
商工観光課長	加 瀬 博 久	農 水 産 課 長	多 田 一 徳
建 設 課 長	浪 川 正 彦	都市整備課長	栗 田 茂
上下水道課長	宮 負 亨	消 防 長	伊 東 秀 貴
教育総務課長	杉 本 芳 正	生涯学習課長	伊 藤 弘 行
体育振興課長	柴 栄 男		

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広	事 務 局 次 長	向 後 哲 浩
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（木内欽市） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第25号までの25議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

ここで執行部に申し上げます。

議案第1号は、質疑の通告によりますと、質問項目が多岐にわたっておりますので、質問項目の順番どおりに答弁をしてください。また、コロナ禍でありますので、時間短縮のため答弁も簡潔にお願いいたします。

既に御存じのとおり、新聞報道によりますと、本日、旭市では35名のコロナ感染者が発生しております。県下36市17町1村、54市町村全ての市町村でコロナが発生しております。コロナ対策には万全を取って進めます。ご協力をよろしくお願いいたします。

また、議員各位におかれましては、あくまで議案の内容の疑義について説明、または所見を求めることに協力していただけるようお願いいたします。一般質問とは違います。議案の質疑でございますので、自己の意見を述べることはできません。よろしくお願いいたします。

質疑の通告がありますので、片桐文夫議員、準備が整い次第始めてください。

○10番（片桐文夫） おはようございます。

それでは、議案第1号、令和4年度旭市一般会計予算の議決についてお伺いいたします。

まず最初に、予算書の70ページ、説明欄5、移住・定住促進事業の18節負担金補助及び交付金の中の定住促進奨励金3,320万円と、若者世帯住宅取得奨励金1,740万円の具体的な内容

についてお尋ねいたします。この事業については、今年度新たな若者世帯住宅取得奨励金ですか、今年度初めての事業だと思います。市民の方々に分かりやすい答弁でよろしくお願いしたいと思います。

次に、予算書の187ページ、説明欄2、観光資源創出プロモーション事業の中の11節広告料の340万円について、具体的な内容についてお尋ねいたします。この事業も今年度拡充した事業かと思います。その広告料について、詳しく答弁のほうをお願いしたいと思います。

次に、予算書の201ページ、説明欄6の震災復興・津波避難道路整備事業の3億1,383万3,000円の具体的な内容についてお尋ねいたします。

以上で1回目です。質問を終わります。

○議長（木内欽市） 片桐議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、70ページ、移住・定住促進事業についてお答えいたします。

定住促進奨励金につきましては、転入前の3年間、本市に住民登録がない方が旭市に転入し、転入後3年以内に新築住宅の建設、購入または中古住宅を購入した場合、最大で150万円の奨励金を交付するものです。

来年度から始めます若者世帯住宅取得奨励金につきましては、少子化対策の一環として来年度より実施するものであり、若者世帯の定住促進を図るため、新たに市内業者により住宅を新築する市内在住の39歳以下の若者世帯に対して奨励金を交付するものです。

周知の方法についてでありますけれども、現行の制度につきましては、既に市の窓口やホームページ、住宅メーカー等を通じて周知しておりますので、新たに開始する制度につきましても同様に行っていく予定であります。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、私のほうからP187、観光資源プロモーションの11節役務費の広告料340万円の事業内容はということでございます。お答えいたします。

まず、こちらの事業、三つ大きく分けてございます。

一つ目は、観光情報誌等へ観光PR広告掲載料でございます。こちらは約107万円を計上しております。このうち、令和4年度から新しく動画配信サイトのユーチューブで市の動画を流すインストリーム広告を実施する予定でございます。

次に二つ目が、観光PR番組の放送料でございます。こちらは製作費込みで88万円を計上しております。番組の内容といたしましては、人気芸人が旭市内の観光地を紹介する30分番組で、千葉テレビを含みます近県等の八つの地方局で放映をされる予定でございます。

三つ目でございます。ラッピングバスの運行料でございます。もう既にご承知かもしれませんが、バスにラッピングをしてあるものでございます。こちら、ラッピングシートの製作料で145万円を計上しております。ラッピングバスは、東京・銚子間などを運行している高速バス1台の車体に市の観光名所などを描いたもので、平成31年度から走行をしているものでございます。こちら老朽化に伴いましてバスが廃車となるため、新しいラッピング、あるいはデザイン等に一新をするものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは、201ページ、説明欄6、震災復興・津波避難道路整備事業の3億1,383万3,000円につきまして、内容のご説明を申し上げます。

初めに、12の委託料でございますが、こちら調査設計委託料1,119万8,000円につきましては、これは横根三川線区間につきまして、地権者との地盤の高低差等に誤差が生じておりますので、地権者の要望によりましてそのすり合わせを設計するものでございます。

続きまして、その12の委託料の2段目、調査測量委託料783万5,000円でございます。こちらにつきましては、横根三川線、椎名内西足洗線、それぞれにつきまして、いまだ未買収の用地につきまして継続的に実施しております不動産鑑定、物件調査委託等の委託料でございます。

続きまして、14の工事請負費でございます。道路改良工事2億2,880万円、このうち横根三川線が1億2,650万円、椎名内西足洗線分が1億230万円でございます。

続きまして、公有財産購入費でございまして、道路用地購入費3,650万円。こちらにつきましても、横根三川線及び椎名内西足洗線それぞれの未買収地分でございます。

最後に、補償金でございますが、こちらも当該道路用地購入に係る補償部分でございます。2路線の合計額でございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 片桐議員。

○10番（片桐文夫） 最初に、移住・定住促進事業のことなんですけれども、定住促進奨励金は以前からやっているということで、若者世帯に対してですか、来年度から、令和4年度

から始まるということなんですけれども、その申込み方法というのは、同じような申込みなのかお聞きしたいと思います。

もう一つ、震災復興・津波避難道路の再質問なんですけれども、これで今年度で完了ということですか、それともどのくらい残るのか。当初の事業計画を見ますと、平成25年度から令和4年度、来年度で完了という形の事業計画にはなっているかと思うんですけれども、どのくらいの、飯岡地区を見ますとまだだいぶ進んでいない状態が見受けられますので、どのくらい残って、その後の金額、予算については旭市独自で行うものなのか。

あと、椎名内線についても、もうほぼ完了という形だと思います。飯岡一宮線の入るところが、ちょっと標示的に分からないという点があるかと思いますが、この先、掲示板とかそういったのは作るのか作らないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（木内欽市） 片桐議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 若者世帯の定住促進奨励金ですけれども、こちらにつきましては、ほぼ今行っております定住促進奨励金と同じような申込みの形態になります。

順番としましては、今行っているように、まず要件に合致するかどうかの確認をさせていただきます。それで確認の上、要件に合致しました場合には、申請書に必要な書類、必要な書類については、来年度始まる事業とこれまでの事業で多少異なってはおりますが、ほぼほぼ同じような添付書類で審査する予定しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 初めに、横根三川線でございます。横根三川線につきましては、平成25年度から事業を実施してまいりました。この中で令和3年度分の発注分の工事を含む502メートルの区間が完成した時点で、進捗率は38.6%となる予定でございます。令和4年度、来年度につきましては、250メートルの区間の工事発注を予定しております。

今後でございますが、復興交付金事業といたしましては期間が終了いたしましたので、今後につきましては交付税措置が見込まれる起債を活用しながら、残りの430メートルの区間についても順次工事を発注していく予定でございます。また、事業期間ということでございますが、当初の事業期間は終了してしまいましたので、今後は未買収用地が主な部分になりますが、ここに全力を傾注いたしまして、買収できたところから順次やるということで、単年ごとの継続した計画で進めるというような認識でおります。

続きまして、椎名内西足洗線の県道一宮線からの進入部分ということでございますが、こちらにつきましては確かに交差点、案内看板が現在ございません。ですので、県道東西ルートから来られた方、こちらが椎名内西足洗線に進入する部分につきましては、案内標識、今後、こちらは県道ですので、千葉県海匠土木事務所のほうの管轄になりますので、管理者のほうと協議して設置のほうも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 片桐議員。

○10番（片桐文夫） 最後に、震災復興・津波避難道路なんですけれども、今、課長のお話ですと、県土木のほうと協議しながら標識のほうは作ってくれるというお話なんですけれども、私もこの間通ってみたときに、その県道に出るときにヒヤッとしたんですよ。出るところ、その津波避難道路のほうは市のお金かなと思いますので、その点も少し気をつけてやってもらえなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ご答弁は結構です。

○議長（木内欽市） 片桐議員の質疑を終わります。

片桐議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） 第1号議案について、ご質疑を申し上げます。

項目が多いのでちょっと時間かかりますが、よろしくお願いいたします。

まず、9ページの債務負担行為、その中でのおひさまテラスフロア賃借料であります。

この債務負担行為でありますけれども、令和3年の2月、第1回定例会で条例が出ておりますけれども、この長期間、どういう賃借料を支払うことになるのかお聞かせいただきたいと思います。令和33年までというんですから約30年間ということでしょうか。

次に、10ページであります。

地方債の中で、3,500万円のいわゆる過疎地域持続的発展特別事業というのがございます。いわゆる過疎債です。この過疎債をどこに適用して、それがどういう形で有利な起債になるのか、この点についてご回答いただきたいと思います。

次に3番目で、18ページの地方交付税の算出根拠であります。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税があり、令和4年度は79億円と10億円ということですが、89億円ですが、この旭市の財政から見た形で大変多いわけです。前年に対し

て5.7%の増になっていますけれども、その理由と根拠をお聞かせいただきたいと思います。

次に、4番目であります。繰入金であります。

財調の繰入金が大変減っております。それは事業が変わったわけでありましてけれども、その財調の繰入金についてご説明いただきたいと思います。それで、令和4年度の最終的な収支、財調関係の収支をお聞かせいただきたいと思います。

次に、63ページです。生涯活躍のまち形成事業であります。

生涯活躍のまち形成事業、これは予算説明の中でも説明がありましたけれども、この事業について、実際にはどういう形でこの事業を実施していくのかということです。

次に、6番目で136ページであります。

中央病院負担金であります。この中でも特に運営費負担金は分かるんですけれども、次の二つ、養護老人ホーム分90万円、それからケアハウス分1,825万円、この中身をお聞かせいただきたいと思います。

次に、7番目であります。

東総地区広域市町村圏事務組合負担金であります。3億6,198万円、これは恐らく焼却炉関係が主だと思いますけれども、東総塵芥組合でのこの金額の割合、各あと二つの自治体の金額と合わせて、この割合をお聞かせいただきたいと思います。

次に、153ページの8番目になります。

塵芥処理費です。この塵芥処理費でありますけれども、この中身はどのような内容かお聞きしたところ、旧1市3町でやっていた塵芥処理場は、実際の運営は今、東総塵芥処理組合で、それ以外の塵芥処理関係ということでもありますけれども、予算の説明の中でありませんでしたので、お聞かせいただきたいと思います。

次に、9番目は、158ページの労働費。

これは、労働費は、いわゆる職業あっせんという形のものが職安からの出先として旭市でやっておりますけれども、実はこの労働費というのはもっと活用の仕方によっては、例えば今、市内の中小業者や農業法人などが困っている社会保険問題も扱えるんじゃないかと思っておりますけれども、それについて市の見解をお聞かせいただきたいと思います。

次は10番目で、166ページであります。新規就農総合支援事業であります。

この事業でありますけれども、実際に新規就農総合支援事業補助金とか、それから転入者農業チャレンジ補助金とかってありますけれども、この実際の運営というのはどのぐらいの人数を年間予定して、こういう事業を行っているのか。また、いわゆる20万円5年間という

のは、この中に入るのかということをお聞かせいただきたいと思います。

次は171ページ、11番になりますが、畜産環境フレッシュ事業、1,000万円であります。

これは政務報告などにもありましたけれども、私も周辺に畜産関係があつて大変苦勞してきましたけれども、これはどのぐらい実際有効性があるのか、その効果のほどをどの程度検証した上でこの事業を始めようとしているか、お聞かせいただきたいと思います。

次が12番目であります。184ページ、商業活性化推進事業、また中心市街地活性化対策事業であります。

これは、長い間ずっと同じような事業がされておりますけれども、実際に商業活性化や中心市街地の活性化ということを考えても、ほとんど効果がないような事業が毎年続けられているんじゃないかと思いますが、これについての市の見解をお聞かせいただきたいと思います。

次が199ページです。13番、道路新設改良事業のうちの飯岡海上連絡道三川蛇園線と南堀之内バイパス事業です。

長い間、この事業は行っているんでありますけれども、実際に私たちが見ていていつ完成するのか、どういうめどを持ってこの道路が大金かけて造られているのかということを変私は気にかけておりますので、将来いつまでにできるとか、そういう見通しが本当にあつてやっているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

次は、14番目になりますが、都市計画見直し事業。

都市計画区域の広げる話で、全協でもお話がありましたけれども、支援業務の委託料というのは実際どういうことを委託するのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に15番目が、市営住宅の管理費です。

市営住宅の管理費については、今回の条例でも双葉団地を減らす問題が出ておりますけれども、今の市営住宅というのは大変老朽化してきています。一部を除いて。特にその中でも、いまだにくみ取りの市営住宅があるという状態をどうしても改良して、新しく市に来た方に住宅補助もするけれども、今まで住んでいる市営住宅の方々が新しい住宅に入れるような対策が必要ではないかと思いますが、それについての市のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

16番目、消防庁舎整備事業であります。

これについては全協でもいろいろお話、議論をしましたけれども、その中で一つだけ、今回設計管理委託料が1,900万円もらいました。調べてみると、あの地域はある会社が大変砂

鉄を取って深くまで地盤が安定していないというふうに言われていますけれども、その点を御存じの上でもってこの委託事業を行うのか、お聞かせいただきたいと思います。

17番目が、育英資金の給付事業です。

育英資金につきましては、私も前に長い間給付委員なんかやりましたけれども、大変返済のない給付事業ということで、金額は少ないですけれども好評なわけですね。もっとこれを充実できないのか、今の市のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

18番目が、市民会館費であります。

市民会館費は、あの市民会館を今どういうふうにしようしているのかということであります。市民会館としてこれから利用するのか、それとも一定の時期になくすのか。この事業について、市の今の考えをお聞かせいただきたいと思います。

19番目、図書費であります、254ページであります。

図書費、東部図書館と一緒に施設に入って無償で今使っているそうではありますが、旭市独自の図書費がたった年間700万円です。これは大変少ない金額ではないかと思ひますし、その辺についてどのように今考えているか、お聞かせいただきたいと思います。

20番目が、270ページの社会教育施設再編費です。

これは、青年の家を取り壊すためのつくった項でありますけれども、これについてはどうして取り壊すのか。これは、年数がたって使っていても、しかしその代替の施設がないまま取り壊されるというふうに私思ひますけれども、それについてはどう考えているか。

21番目、最後が、学校給食費であります。

この学校給食費で279ページから見ていきますと、材料費が第一学校給食センターでもって1億4,300万円、それから第二センターで賄う材料費が9,700万円、これだけあれば無償にできると思うんですが、それについてどういうふうに考えているか、お聞かせいただきたい。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、予算書9ページになります。おひさまテラスフロア賃借料の契約内容についてお答えいたします。

契約の具体的内容ですが、契約形態は事業用定期建物賃貸借契約。契約期間は、令和4年度から令和33年度までの30年間。賃貸面積は2,200平方メートル、坪換算にいたしますと

665.5坪となります。そして、賃料単価は月坪当たり税込みで4,840円。賃料は税込みで月額322万1,000円となります。年額が3,865万3,000円といった契約内容により、オープン前までに締結する予定であります。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、私のほうから、ご質問の（２）と（３）と（４）を続けて回答申し上げます。

まず、（２）10ページの地方債、過疎地域持続的発展特別事業債の有利な条件ということで、この事業、どの事業に充当しているかということでございますけれども、こちら、いわゆる過疎債のソフト事業分になりまして、本年度の発行限度額であります3,500万円を計上しております。

充当事業は5事業でございます。内訳といたしましては、まず、コミュニティバス等運行事業に400万円、デマンド交通運行事業に340万円、バス路線維持対策事業に680万円、あと水田農業構造改革推進事業に1,320万円、あと家畜防疫対策事業に760万円となっております。いずれも干潟地域に係る事業費分の財源として予算計上しております。

あと、どういう形で有利かということでございますけれども、こちらにつきましては、起債のほう、事業費に対する充当率が100%で、あと元利償還金の70%が地方交付税で措置されることになっております。合併特例債、これを例に挙げますと、こちら有利な財源なんですけれども、こちらは充当率95%、交付税算入率70%でございますので、それと比較いたしますとも有利な条件の起債ということになってございます。

続いて、18ページの地方交付税の算出根拠ということで、こちら増となっている要因ということでございますけれども、こちら地方交付税の算出根拠ということでご回答させていただきます。

普通交付税につきましては、地方財政計画において国の出口ベースの総額が3.5%の増となったことや、地方公共団体への交付税の財源不足を補うために発行する臨時財政対策債が大幅に減となったことなどを考慮しまして、まだ令和3年度の交付決定額に基づき、基準財政需要額と基準財政収入額を算出した結果、対前年度5億3,000万円増の79億円と見込んだところでございます。

また、特別交付税のほうにつきましては、対象となる各算定品目ごとの見込みと参入率を勘案して算出した結果、対前年度5,000万円減の、こちら10億円と見込んだところでございます。

続きまして、（４）の34ページの繰入金ですね。財政調整基金のこちら令和４年度の最終的な収支ということでございました。こちらにつきましては、基金の繰入れ後の令和４年度末現在の残高といたしましては、89億9,600万円ほどを見込んでございます。

私からは以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、63ページになります。

生涯活躍のまち形成事業の具体的内容ですが、主なものについてお答えいたします。

まず、指定管理料9,728万円は、多世代交流施設おひさまテラスの管理運営をイオンタウン株式会社に指定管理委託するもので、委託料の内訳は施設の管理運営及び施設内で展開するソフト事業等に係る費用として7,568万円、地方創生推進交付金を活用して実施します地域人材育成のための外部人材招聘費として2,160万円を計上しております。

続きまして、生涯活躍のまち形成事業化支援業務委託料1,018万6,000円は、ふるさと運営基金を充当して実施いたします。都内での移住セミナーやPR資料作成、官民連携事業推進のための支援等に係る経費を計上しております。

続きまして、建物等借上料3,865万3,000円は、令和33年度まで債務負担行為を設定し、市がおひさまテラスのフロア賃借料として、イオンタウン株式会社に支払うフロア代として計上したものです。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、（６）、136ページの旭中央病院負担金につきましてご回答いたします。

こちら、旭中央病院運営費負担金のうちの下のほう二つ分、養護老人ホーム分、こちらにつきましては、養護老人ホーム分につきましては土地の借上料分の負担金ということになっております。あと、その下のケアハウス分につきましては、こちらは事務費の実費分を交付しているところでございます。

内訳は以上でございます。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 私のほうからは、（７）になります。予算書の146ページ、説明欄の２、環境衛生事務費の18節負担金補助及び交付金の東総地区広域市町村圏事務組合負担金の３億6,198万円についてご説明いたします。

まず、これは東総地区クリーンセンターの運営費全体からごみ処理手数料と焼却施設で発電した売電収入及び金属類等の売払収入などを差し引いた金額を3市で負担しているものでございます。その割合ですが、均等割が20%、ごみ処理量割が80%で、旭市の均等割と処理量割を合わせた負担率は約42%となります。

続きまして、153ページになります。4款2項1目の塵芥処理費についてご説明をいたします。

塵芥処理費の主な内容につきましては、昨年の4月から東総地区広域市町村圏事務組合に移管された事業以外で、その中で主な事業といたしましては、ステーション収集用の指定ごみ袋の購入費、ごみステーションの収集運搬業務委託料及び旭市グリーンパーク、櫻井地区の最終処分場ですが、その維持管理費となります。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、私のほうからは、P158の労働諸費の関係でございます。

議員がおっしゃっていた職業相談所の関係ということでよろしいでしょうか。

こちらの関係ですが、まず予算を取ってあるのは、この施設の運営費と市から会計年度任用職員を派遣しておる関係で、報酬等の予算を組んでございます。議員おっしゃいました社会保険の関係、恐らく協会けんぽという名称でしたでしょうか。そちらの関係で、企業が加入するのにちょっと苦しいということをおっしゃりたいのかなという感じはいたしました。

こちらも制度が国の制度となっておりますので、市の商工観光課は今のところ、ちょっとタッチをしていない状況なので、もし何かそのような情報等いろいろ、今後調べて研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、農水産課のほうからは、266ページの新規就農者総合支援事業についてお答えいたします。

まず、新規就農総合支援事業補助金ですが、こちらは国の補助事業の農業次世代人材投資事業補助金とその後継となる新規就農者育成総合対策事業で、市内で独立自営就農する50歳未満の認定新規就農者が対象となっております。

この事業は、青年就農者の定着と経営開始時の早期の経営確立、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図る目的に内容が見直されておりまして、まず見直し前の農業次世代人材投

資事業補助金ですが、こちらは今まで事業外としていた方、令和4年度におきましては4名、600万円を予定しております。こちらの4名につきましては、平成30年に就農した方が2名、令和2年に就農した方が1名、令和3年度、今年度に就農された方が1名という内訳になってございます。

この農業次世代人材投資事業補助金の後継となる事業につきましては、令和4年度におきまして対象者4名を予定しておりまして、予算のほうに2,550万円を見込んでいるところでございます。

続きまして、171ページの畜産環境フレッシュ事業についてでございます。

畜産環境フレッシュ事業の1,000万円の事業内容について、まず回答させていただきます。

この事業は、令和元年度から開始した実証実験事業により、臭いの軽減効果のあった飼料添加剤等の導入や臭気の拡散を防ぐ資材の経費の一部を支援する事業として実施してまいりました。こちらの事業、今申し上げましたとおり、飼料添加剤のほうの事業と臭気を拡散する防止の資材への事業となっております。

この事業のほうの有効性というようなことでのご質問でしたが、飼料添加剤のほうの事業につきましては、市内に50地点について職員と協力していただきながら、日頃の臭気を感じるかどうかの調査をしてきました。それから畜産農家について、この飼料添加剤について4農場協力をいただいております。

飼料添加剤のほうの効果につきましては、なかなかちょっと数値的には臭いが減ったり増えたりと上下しているような状況がございまして、一概に効果については申し上げることができない状況もあるんですが、対応していただいている畜舎の周辺の方からは、臭いが減ったというようなことも言われているということでお聞きしております。また、いろいろなこの添加剤によりまして、豚のほうの下痢とかそういった部分も減ったということで、堆肥化についての労力の軽減といった、そういったメリットも出てきております。

それから、資材の補助のほうでございますが、こちら3農場で実施をしていただいております。こちらにつきましては、県の畜産総合研究センターと合同で臭気の測定をしておりまして、こちらはうちが始める前と事業後という中で数値測定をしてございます。こちらの事業については、その数値測定でいきますと、だいぶ効果が出ている状況になっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、私のほうからは、（12）、184ページ、商業活性化推進

事業と中心市街地活性化事業についてということで、毎年同じような金額で同じような規模の事業を行っているのではという議員からのご質問だと思いますが、実はこちら、まず商業活性化事業につきましては、5事業を組んでございます。

だいたい毎年同じような金額ではございますが、まず起業する方、新しく事業を起こす方々のために、こちら一つ目の事業などが補助金として出されております。起業者に対しては、やはり助かっているということでお話を聞いております。年数件ではございますが、こちら利用されているというような内容もございます。

あと、商業振興事業につきましては、商店街が発行しています、商振連が発行していますプレミアム商品券の関係で、こちらもいろいろプレミアムがついているということで、商業者、あるいは消費者からも好評をいただいている事業などが組まれております。

あと、中心市街地活性化の事業につきましては、こちらは、まちかどギャラリーを今開催しているところなんです、こちらの施設の運営費ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは、（13）、199ページ、道路新設改良費のうち、次の200ページになろうかと思いますが、飯岡海上連絡道三川蛇園線と南堀之内バイパス整備事業につきまして、完成のめどということで回答させていただきます。

初めに、飯岡海上連絡道三川蛇園線につきましては、現在JR横断工事等実施しております、令和6年度の完成をめどに事業を推進しております。

続きまして、南堀之内バイパスでございますが、こちらにつきましては、用地全て取得済みでございます、今後、大利根用水の箱型管渠設置工事等が予定しております、令和5年度中の完成を目指して事業を推進しているところでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 私のほうからは、（14）、（15）を回答させていただきます。

まず（14）、203ページ、都市計画見直し支援事業委託料について、どのような内容かというところでございました。

都市計画見直し支援業務につきましては、令和4年度から令和7年度までの4か年で、市全域を対象に都市計画区域の指定に関する調査、検討を行い、都市計画決定に必要な図書の

作成を行うものであります。令和４年度は、資料収集や上位関連計画との整理といった計画準備、都市計画区域の指定方針と指定基準の検討、建築動向調査、県庁内や県の関係機関との協議を行う予定でございます。

続きまして、（１５）、２０７ページ、市営住宅管理費について、市営住宅の現状と将来というところでのご質問でございました。

市内には１２住宅団地、４６１戸、これは令和３年４月１日現在でございます、の市営住宅等を設置し、これまで計画的な修繕や改修による管理を行っております。平成１７年度の１市３町の合併を経て、同規模の他自治体よりも住宅数が多いのに加え、約８割の住宅が築後４０年を経過し、施設の老朽化が深刻している状況でございます。

今後の整備及び管理に関する方針につきましては、令和３年３月に策定の旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画に基づき、長寿命化の観点から施設を４つのタイプに選別しまして、施設の長寿命化や日常点検に関する方針を施設ごとに定め、計画的に整備を進めるとともに、市営住宅の延床面積は３５％縮減していくことを目標としております。

４つのタイプの分類につきましては、まずＡのタイプ、長寿命化のための大規模な改修を実施する予定の住宅。Ｂ、長寿命化のための大規模な改修の検討が必要な住宅。Ｃ、現段階では大規模な改修を必要としないが、計画的な維持管理を行う住宅。Ｄ、老朽化が著しく、用途廃止する予定の住宅。今回の取壊しの双葉団地につきましては、このＤの分類に当たります。老朽化が著しいために用途廃止するものであります。

地域や社会情勢の変化により、市営住宅の供給量が不足した際には、借上公共住宅の活用について調査検討を進めるなど、より効果的、効率的に市営住宅サービスの提供に努めます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 消防長。

○消防長（伊東秀貴） 消防本部からは、（１６）消防庁舎整備事業について、予定地の周辺での過去の工事についてということですが、消防本部でもこちらの工事については伺っております。

ご心配をいただいているところではございますが、今回、地質調査を含む設計業務委託ということで対応していくところでございます。

消防本部からは以上でございます。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 教育総務課からは、２２８ページ、教育育英資金の給付事業につ

いて、もっと充実できないかということにつきまして回答させていただきます。

本事業は、高等学校、高等専門学校、大学などへ進学を予定している人や在学している人で優れた資質があり、経済的な理由で就学が困難な人に返済の不要な育成資金を給付するものでございます。

給付額としましては、高校生として月額9,900円、大学生等は月額1万4,400円となっております。この支給額の根拠につきましては、高校生として千葉県の県立高等学校の授業料の額、大学生等につきましては、国立大学の授業料の3分の1以内の額と定めております。この授業料が今後値上げなどが行った場合につきましては、支給額について考えていきたいと考えております。

また、国等で支給している奨学金制度の対象でございましたら、市では制限をしておりますので、両方の利用が可能となっております。

教育総務課からは以上です。

○議長（木内欽市） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 私のほうからは、市民会館費についての今後どういうふうになるのかということについて、お答えをさせていただきます。

旭市公共施設等総合管理計画に基づきまして、駅前の市民会館と青年の家の受け皿となる施設として、第二市民会館を現在大規模改修しているところでございます。駅前の市民会館につきましては、令和4年度に解体撤去をする予定でございます。

続きまして、19番の図書館費についてということで、図書購入費700万円は大変少ないのではないかとことであります。

現在、東部図書館におきまして、現在7万冊の買い替えをしている状況でございます。そういったことから、昨年同様の700万円としたところでございます。

続きまして、20番の社会教育施設再編事業についてでございます。その中の、どうして青年の家を取り壊すのかということについて、お答えをさせていただきます。

青年の家につきましては、旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画によりまして、青年の家は間もなく建築後50年を経過して、これまで大規模な改修を行ってこなかったことから、簡易な長寿命化対応は困難な状況にあることから解体するところでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 私のほうからは、279ページ、学校給食費について、賄い材料

費がこれだけかかっているけれども、給食費が無償化できるんじゃないのかということについて回答させていただきます。

まず、令和4年度予算における賄い材料費につきましては、児童数などを踏まえまして192日間提供する給食の材料として、第一学校給食センター、第二給食センター合わせまして2億4,091万3,000円を計上しております。

無償化となりますと、この2億4,000万円程度を継続的な施策として無償化するには、新たな財源を確保する必要があるがございます。また、子育て支援は他に重要な施策もありますので、財政負担を考慮しますと現時点では難しいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 議案の質疑は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時15分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、何点かにわたって再質問させていただきます。

大変詳細なご答弁ありがとうございました。

まず、私が最初にお聞きした債務負担行為と5番目の62ページの生涯活躍のまち形成事業との関係でちょっとお聞きしたいんですけれども、いわゆるおひさまテラスと言われるところは、イオンという事業体が造ったところを30年間借りることにして、そのうちこの部分について指定管理者にイオンを指定して、それで事業を行うということだと思えるんですけれども、そういう形の事業の進め方ということについては、市としてはどのように考えているかお聞きしたいんです。

つまり、造らせたものを長期間、30年間借りると、そして指定管理者にして、日常の業務を任せる。こういうような形式の事業を、これからは旭市としていろいろとやっていくのかという観点から私は聞きたかったわけです。この点について、できれば市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次の再質問は、畜産のフレッシュ問題であります。

大変細かくお話聞きまして、私も畜産の臭気に数十年悩んできた一人でございます、いい発想なんですけれども、本当にできるのかなということを考えておりますし、また、できない場合にはどうするかということもいろいろ自分でも考えてきたわけです。そういうことから考えて、この事業について実例としてどの程度全国的に成果があるのかということ、もし分かればお聞かせいただきたいと思います。

それから、199ページのいわゆる二つの道路ですけれども、出来上がる期間がほぼ近づいているというふうに考えますけれども、これについて本当にできるのかなと私も疑問に思っていますが、これについては、特に三川蛇園線の問題については、お寺さんが何かすごく反対しているそうですけれども、個人的なことは言いたくないんですけれども、本当に実行できるかということについて、市のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから、14番目の都市計画見直し業務です。

これについては、市の全員協議会にもお話がありまして、いろいろなご報告もありました。今回委託するに当たって、委託の内容も分かりましたけれども、この委託するときに、本当に今の旭市に都市計画法のどういうところをどうするかという細かいところまで調査をしていただきたいと思います。特に、住民の意向を調査するというものを付け加えていただきたいと思います。住民の方々が納得しないで、仮に都市計画の税の問題だとか、それから建築の問題だとかということがあります。大変トラブルが起きると思いますので、そこら辺も考えた調査にしていきたいと思いますとお聞きしていただきたいと思います。

それから、16番目の消防庁舎については、地盤の問題についても十分調査の中に入れるということでしたので、それは期待したいと思いますけれども、それを正確に入れて調査していただきたいと思います。

それから、17番目の育英資金ですけれども、この金額は、実は20年ほど前の私もこの委員をやっていたときとほとんど変わらないんですね。支給制度ですから、それはとても私いい面だと思うんですけれども、しかし、今の時代に本当に必要な金額まで一定程度資金を集めても上げていったほうがいいんじゃないかというふうに思いますけれども、これも市長のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから、21番目の学校給食ですが、実は私も大変心配しているのは、年間で1,600件ぐらいの滞納もあって、令和2年の決算書を見ましたら、取り立てることができなかった件数も調査で出ております。学校給食の場合では61万7,440円取れなかったのがあるわけですね。これはいろんな理由がありますけれども、ほかの市住とか土地貸付料もありますけれど

も、学校給食でもってこういうことがやはり起こってしまうというのは、今の社会の現状だ
と思うんですけれども、それもぜひ改善策がないか、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私のほうからは、おひさまテラス関連、（１）と
（５）の関連でご説明申し上げます。

こちら、おひさまテラスに限らず、みらいあさひ全般、こちらが全て官民連携という形で
進めてきました。また、これからも進めていきます。

おひさまテラスに関しましては、イオンタウンが整備をして、それを借り入れる形で公の
施設として指定管理でイオンタウンにお願いするということなんですけれども、これに関し
ましては、いわゆるPPP事業のような形で考えております。それで、民間のアイディアを
どんどん入れていって、おひさまテラスに限らず、みらいあさひを運営していきたいと考
えています。

例を申し上げますと、まちを造って終わりとはしませんで、責任を持って持続させていく
ために、事業者グループ４者によるエリアマネジメント組織を一般社団法人として組織いた
します。これに関わる市や中央病院、地元事業者、地域住民などが参画した、仮称ですけれ
どもみらいあさひ協議会というものを設置しまして、こちらも官民連携で、おひさまテラス
の例でいきますと30年間ということになっておりますけれども、これを官民一体となって持
続させていく、あるいは発展させていくということで、イオンタウンが造ってそれを借りて、
イオンタウンに運営してもらおうということについては、そのみらいあさひ協議会とかで市の
関わりもあるわけなので、一番効率的で合理的な方法かと思います。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） まず、１回目の質問の中で回答漏れがございましたので、先にお
答えさせていただきます。

各事業の予定人数でございますが、親元の就農チャレンジ支援金につきましては、年間20
万円を最長５年ということで、継続者を含めまして18名を見込んでございます。

それから、新規農業者支援事業補助金でございますが、こちらは農業用機械の取得に対す
る補助の上限50万円としまして２件、農地の賃借料の補助としまして上限20万円で２件を見
込んでおります。

それから、転入者農業チャレンジ支援金でございますが、こちらは新規雇用就農者に対して家賃を助成するもので、月額上限5万円としまして最長3年間を支援するもので、10名を見込んでおります。

それから、農林水産業後継者育成事業補助金でございますが、こちらにつきましては、農林業に従事する50歳未満の方に対して、研修等への参加費として上限25万円としまして2名を見込んでございます。

親元就農チャレンジ支援金との重複の事業ということですが、こちら農林水産業後継者育成事業補助金、研修等への補助金につきましては、親元就農チャレンジ支援金と重複での補助対応が可能となっております。

補足については以上です。

畜産環境フレッシュ事業の再質問についてでございます。

こちらにつきましては、先進事例としまして栃木県で実証実験等事業をしております。詳細の結果というのはちょっとないんですが、農場への便尿槽への蓋を設置するですとか、農場を囲むネットを設置するというような中で効果が得られているということで、旭市の環境フレッシュ事業につきましても、こちらを参考にさせていただきながら事業を実施しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは、（13）、199ページ、道路新設改良費の中で飯岡海上連絡道三川蛇園線、こちらの事業の完了のめどということで、先ほど6年度中ということでお答えさせていただきました。

ご質問の趣旨としまして、用地買収難航1件ございます。こちらにつきましては、個別の交渉内容等についてはなかなかこの場でお答えしづらいものではございますが、私どもといたしましては、交渉の中でどうにかご理解いただいて、ぜひお願いしたいというところでやっております。

その他のJR横断工事、その他通常施工部分につきましては、おおむね順調に推移しておりますので、未買収部分が約100メートル区間ぐらいになります。こちらにつきましても、この期間内でどうにかご理解いただければ早急に工事に当たってまいれば、一応計画としては今のところは十分に完成を目指して進めることができるかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 都市整備課からは、（14）都市計画見直しの再質問について回答いたします。

全協でも説明をいただいたというところで、住民の調査をというところでございました。

市では、都市計画について市民に対しての周知活動を今までも実施してまいりました。令和2年度につきましては、旭市まちづくり市民アンケート調査を実施いたしまして、都市計画についてのアンケートを実施したところでございます。

配布枚数につきましては、3,000名の方にアンケートを配布しまして、有効回答を1,428頂いたところでございます。

アンケートの具体的な内容でございますが、先日の都市計画の説明をさせていただきましたときに、都市計画につきまして約7割くらいの市民の方が望んでいるというところのアンケートの回答をいただいております。都市計画につきまして、今後調査をする中で説明ができる段階になりましたら、市民の皆様に説明会の実施のほうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（木内欽市） 消防長。

○消防長（伊東秀貴） 消防本部からは、（16）消防庁舎整備事業再質問につきまして、予定地の地盤につきまして議員にはご心配、またご教示のほうをいただき、ありがとうございます。

消防本部では、予定されています地盤調査、この結果を反映させた地盤改良等の対策をしっかり実施し、計画を進めてまいります。よろしくお願ひいたします。

○議長（木内欽市） 市長。

○市長（米本弥一郎） 私からは、（17）育英資金給付事業をさらに充実できないかというご質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、旭市育英資金の申込み状況は近年増加傾向が続いております。令和4年度につきましても、多数の申込みが予想され、選考委員会での審査基準による選考の結果、支給決定者が多い場合でも支給について検討していきたいと考えております。

また、今後も申込み状況や社会情勢等を注視しながら、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、給食費の滞納の改善策ということで回答させていただきます。

まず、生活困窮により給食費の未納はありますが、要保護及び準要保護制度があり、給食費相当分が支給をされております。また、対象世帯はその旨、周知をしているところでございますが、今後はさらなる制度の周知を徹底してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 再々質問1点だけ、私、伺っておきたいと思います。

これは市長に伺うのか、それとも担当課なのか分かりませんが、旭市の中央病院の隣にイオンがまちを造りました。それによって、噂でありますけれども、実際にそういう話があるそうですが、銚子市のイオンタウンを閉鎖してしまうという話が出ています。つまり、依頼した事業者は、そこでもって事業が進められるか、進められないかということを、そういう人の動きや販売量でもって計っているわけですね。

ですから、民間にそういうところを頼むという形のものでいいのかどうかということについてはこれから検討されなければならないと思うんです。銚子市のイオンが引いたらどうなるかということは明らかでありますから、そこら辺のところを市の行政とどういうふうに絡めていくかということは大変重要な問題なんで、今後ともそれを含めて市政執行していただきたいと、このように私考えて、質疑を終わります。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

今、銚子市のイオンのお話が出ましたが、これはあくまでも噂の段階のお話だと思います。私どもで確認した限りでは、そういう話はイオンタウン側としては全くないというふうに伺っております。

それと、当然、事業者ですから、ビジネスとして成り立たなければということはある得るかと思います。ただし、このおひさまテラスを含みますみらいあさひ全体に関しましては、市と事業者とで提携の契約を結んでございます。こちらの中に30年間ということは明記しておりますので、それを信義則に従って、これから30年間は少なくともまちを運営していくということになるかと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は自席へお戻りください。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 先ほど松木議員の質問の中で答弁漏れがございましたので、発言の許可をお願いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 発言を許可します。

○環境課長（高根浩司） 申し訳ございません。先ほど1回目の質問の中で、回答漏れがございました。

（7）の東総地区広域市町村圏事務組合負担金についての中で、旭市の負担率ということでは約42%とお答えしましたが、そのほかの他市の状況はということで、これは匝瑳市、銚子市のこと、構成市のことだと思います。その負担割合のほうを申し上げます。銚子市につきましては約39%、匝瑳市が約19%の負担率でございます。申し訳ありませんでした。

以上です。

○議長（木内欽市） 続いて、戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） それでは、議案第1号の質疑を始めさせていただきます。

私は文教委員なので、そちらのところは委員会のほうで伺うことにいたしまして、その他1号の中で質疑させていただきます。先ほど松木議員のほうからの質疑で、重複する部分というのが若干ございましたので、違う角度から質疑させていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

まず、8ページ、予備費についてです。

予備費の額の推移、それからこの額ですね、5,000万円の決め方。それから、予備費というものがどういうふうに使われてきたか、今まで。あと、令和4年度に関してはどういうふうな使い方を、今分かっている限りで結構でございます。お願いいたします。

続きまして、23ページ、地方創生推進交付金についてです。

総務費国庫補助金の43%の減、この主な理由として、先日の議案説明のときには、地方創生推進交付金の減があるということを主な理由として説明されました。この減の金額と理由をお答えください。

29ページです。水田持久力向上対策事業補助金、農林水産業費県補助金36.8%の増の主な

理由が、水田持久力向上対策事業補助金というふうに説明がございましたので、この割合と増の内容を教えてください。

33ページ、ふるさと応援寄附金です。

寄附金見込額1億5,000万円の根拠と新たな取組、恐らく大幅増になっておりますので、新たな取組を見込まれてこういうふうになっているんだと思うんですけども、その新たな取組を教えてください。

それから、業務代行委託料の5,784万8,000円の内訳をお願いします。

34ページ、災害復興基金繰入金40.8%減、それと地域振興基金繰入金79.5%減の理由をお願いいたします。この繰入れによって令和4年度の残、これはそれぞれの基金、いかほどになりますか。あと、この令和4年度の残を今後どのように使われようとしているのか、その計画も教えてください。

70ページです。移住・定住促進事業、若者世帯住宅取得奨励金1,740万円の内訳をお願いします。

先ほど、ちょっと若干、松木議員のほうからの質疑に答弁ございましたが、私のほうからは39歳以下42世帯とした根拠ですね。これ、1世帯が、私の計算だと1世帯約41万円ということになるんですけども、この金額がどういった根拠でこういうふうな金額になっているのか、その辺をお願いします。

それから、財源が地域振興基金繰入金5,060万円になっております。これ、先ほど34ページの地域振興基金繰入金、これの使い方というんですか。その中に入っていると思うんですけども、この割合を教えてください。

あと、71ページ、コミュニティバス等運行事業、地域公共交通計画策定、この事業だと思うんですけども、この事業自体は合併後初めてのことでしょうか。この時期の見直しの理由。それから、計画策定業務の委託料805万2,000円、この内訳、お願いいたします。あと、どういうところにこういう事業は委託するのでしょうか。

あと、149ページです。環境美化推進事業。

きれいなあさひをつくる会補助金376万円の根拠をお願いいたします。この補助金を受け取るっていったら言い方変ですけども、この補助金で運営される団体はどういう団体で、どういう活動をする団体なんでしょうか。

続きまして、165ページです。農村公園維持管理費です。

公園維持管理の委託料170万4,000円の根拠をお願いいたします。どういうところに委託で、

委託業務内容ですね。これ、除草業務等って書いてあるんですけども、次の欄に。この委託料というのは別に記載がございますので、その業務内容を教えてください。

あと、166ページです。新規就農。

これ、先ほど松木議員のほうからやはり質疑がございましたが、ちょっと聞き取りにくかったので、またお答えいただいてもいいでしょうか。140万円の積算根拠と、これが平成30年2名で、次が何とかで何名とかって言われたんですけども、ちょっと聞き取れませんでした。お願いいたします。

令和4年度、先ほど私が聞き取れなかったところでの解釈の限りでは、令和4年度の新規の方というのがいるのかなというふうに、ちょっと分からなかったものですからお願いいたします。

あと、家賃支援です。こちら、若者等という「等」という文言がございます。この等というのは何なのかというのを教えてください。

それから、167ページです。水田農業構造改革推進事業です。

こちら、何件でしょうか。この事業の件数ですね。それから、この市がこの計画を立てている件数というのか、広さというのか、ちょっとよく分からないんですけども、市の水田全体の何割にもなるのかも分からないですが、だいたい目標値というのはどの辺にあるのかを教えてください。

あと、171ページです。畜産環境フレッシュ事業。

これも先ほど松木議員のほうから質疑がございました。ちょっと角度を変えて聞きたいと思います。

1,000万円の積算根拠ですが、これは令和元年から実証実験が行われて、令和4年度から市内全ての畜産農家を対象に本事業を実施というふうに説明書きにはあるんですが、こちらの市内の農家の軒数、これ117軒と説明のご答弁ございました。このうちの10軒ということで、これはなぜこういった10軒というふうな、117軒もある中の10軒が、私の解釈ではその市内全ての畜産農家を対象というふうには取れないんじゃないかと思うんですけども、この根拠をお願いいたします。

あと、私ざっと計算して300万円、二つの事業ですね。二つの補助300万円と1,500万円になると思うんですけども、それぞれこれで足し算すると1,800万円になるんですね、私。1,000万円の根拠、この差というものが何なのか教えてください。

あと、174ページです。耕作放棄地再生事業。

推進事業補助金ですが、事業内容と積算根拠をお願いいたします。

176ページ、有害鳥獣駆除事業の委託料についてです。

この委託料279万6,000円の積算根拠と委託先、お願いします。

178ページです。漁港改修事業についてです。

改修事業負担金927万5,000円、この根拠、それと工事内容をお願いします。

184ページです。中小企業金融対策事業です。

金融対策資金預託金1億円の根拠です。これ、過去5年ぐらい、変遷というんでしょうか、金額を教えてください。

あと、184ページです。商業活性化推進事業です。

空き店舗活用事業補助782万8,000円の根拠をお願いいたします。令和3年は6件の補助があったと議案説明のときでしたか、たしかそのように聞こえたんですが、令和4年が4件の見込みということで、空き店舗自体は増えているのではないかなと思うんですが、私の実感でございますが、これ件数が減っている、そのことについても理由を教えてください。

あと186ページ、企業誘致奨励措置助成金についてです。

400万円の内訳をお願いします。あと、この助成金の効果というんでしょうか、実績というんでしょうか、それを今まで実績としてあるでしょうから、それを教えてください。あと、この金額の変遷もお願いいたします。

あと、187ページです。観光資源創出プロモーション事業についてです。

財源は災害復興基金繰入金というふうに説明書きにございます。こちら、私、ちょっと34ページのほうで触れました、この基金繰入金との関連というんでしょうか、その割合とかも知りたいので教えてください。あと、業務委託費、積算根拠をお願いいたします。これ、灯台のライトアップということでしたが、こちらの積算根拠をお願いいたします。

あと、190ページです。環境イベント事業の負担金補助及び交付金についてです。

補助金額増額の理由をお願いいたします。

あと、207ページです。パークゴルフ場改修です。

工事内容と積算根拠をお願いいたします。

続きまして、211ページ、空き家対策推進事業です。

空き家の件数、先日の全員協議会で雑駁な数字を何か示していただいたと思うんですが、千何百とか相当な数だと思いました。そんな中で、改修、解体それぞれ1件というふうな説明書きがございましたが、その根拠ですね。お願いいたします。

298ページです。会計年度任用職員についてです。

この減の理由を教えてください。あと、会計年度任用職員の業務内容ですね。お仕事の内容、その内容自体が減額になっていることで影響がないのかどうか、そのあたりも教えてください。

以上、1回目です。ご答弁お願いいたします。

○議長（木内欽市） 議案の質疑は途中ですが、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、午後より教育長が所要のため欠席いたしますので、よろしくお願いいたします。

引き続き戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、私のほうからは、8ページの予備費についてということでご回答申し上げます。

まず、予備費の額の推移ということで、予備費の予算額の推移につきましては、平成18年度、合併当初から平成29年度までが4,000万円で、それから、平成30年度から令和3年度で、今年度までは予算額を5,000万円で推移してきてございます。そして、予備費の決め方についてでございますけれども、こちら予備費予算額の決め方につきましては、これまでの各年度の予備費の予算額や需要状況等を考慮しながら決定してまいりました。

今度、どう使われてきたかと、何に使われてきたかということで、令和3年度、今年度で申し上げますと、主なものを申し上げますと、小・中学校教室などのコロナウイルスに係ります消毒費用だとか、あと住宅火災などへの災害見舞金などに使ってきてございます。

あと、令和4年度、今年度予算につきましてはどうかということでございますけれども、今年度につきましても、これまで同様、突発的な施設の修繕など、緊急性が高く早急に対応が必要な場合や災害や事故などに伴う見舞金や賠償費用などに使っていく予定でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、23ページ、地方創生推進交付金の減となった理由でありますが、今回の予算にも載せてございますおひさまテラス指定管理業務委託事業の交付金の予算ベースでの減少でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 農水産課のほうからは、29ページ、水田自給力向上対策事業補助金についてお答え申し上げます。

この水田自給力向上対策事業補助金につきましては、水田農業構造改革推進事業補助金のうちの県の補助金でございます。こちらの水田農業構造改革推進事業補助金1億7,557万9,000円に対しまして……。

（発言する人あり）

○農水産課長（多田一徳） はい、失礼しました。水田農業構造改革推進事業補助金1億7,557万9,000円に対しまして、県費といたしまして4,972万円が収入費としてございます。こちら、支出に対しまして28.2%となっております。

それから、増えた理由でございますが、こちらは令和2年度と令和3年度のほうの実績を比較しまして、その伸び率が39%となっております。伸び39%は、飼料用米の伸び率で、増額になった主な理由は、飼料用米の面積の増でございます。その実績が39%となっておりますので、なかなかこの実績を把握するというのは難しいところもありますので、令和4年度の予算の見込みにつきましては、実績の39%のほうを見込みまして、飼料用米としまして830ヘクタールを見込みまして、その増えた分について事業量が増加しているということになります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、33ページのふるさと応援寄附金についてお答えします。

まず、寄附金の1億5,000万円の根拠ということでございます。この2月末をもちまして、初めて我が市へのふるさと応援寄附が1億円を超えております。予算額は7,000万円ほどでございました。1億円を見込みまして、これまでの伸びの率を勘案しまして、3割くらいは伸びるだろうということで1億3,000万円で、それとは別に企業版ふるさと納税制度を始めましたので、そこに2,000万円ということで、1億5,000万円と見込んでおります。

それと、新しい試みということでございますが、引き続き魅力ある返礼品の発掘に努めるとともに、今申し上げました企業版ふるさと納税のPR等に努めていきたいと考えております。

それと、委託料の内訳ですけれども、まず、代行手数料としてポータルサイトに約1,000万円、返礼品の代金として3,900万円、返礼品の送料が760万円ほど。それと、受領証明書の発行業務の委託料が113万円ほどとなっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、34ページ、災害復興基金繰入金と地域振興基金の繰入金について減になった理由ということでございます。

こちら、災害復興基金は40.8%の減となっておりますけれども、減となった主な理由は、基金充当事業の令和3年度で計上していた防災行政無線等整備事業の1,129万4,000円の減や「がんばろう！旭」復興支援事業7,070万円の減などによるものでございます。

また、地域振興基金繰入金の減につきましては、こちらは基金充当事業のうち、令和3年度で計上していました生涯活躍のまち形成事業の多世代交流施設おひさまテラス整備費負担金4億7,368万2,000円が減額となったことによるものでございます。

次に、令和4年度末の残高見込みということでございます。こちらのほう、まず災害復興基金のほうでございますが、こちらの残高見込額は2億139万円ほどです。地域振興基金の令和4年度末残高の見込額は15億1,011万円ほどとなっております。

あと、地域振興基金について、今後どのように使っていくかというご質問でございますけれども、こちらの基金の目的でもありますけれども、地域住民の連帯の強化や地域振興のために使われていくものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、まず70ページ、若者世帯住宅取得奨励金の42件の根拠ということでお答えいたします。

過去3年間の39歳以下の住宅の取得状況を調査いたしまして、これが平均すると139件となっております。そのうち、市内業者に発注したものが平均すると3割程度となりますので、この三つを掛けまして42件という数字を導いております。

それと、地域振興基金の繰入れの関係ですけれども、こちらの事業全額を地域振興基金か

らの繰入れで行いますが、地域振興基金の繰入額に占める割合につきましては約14%となっております。

続きまして、71ページのコミュニティバスと運行事業の委託料についてです。まず、計画についてですけれども、市では、平成30年3月に平成30年度から令和4年度を計画期間とする地域公共交通網形成計画といったものを策定してございます。こちらが令和2年度、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、いわゆる活性化再生法の施行に伴いまして、地域公共交通計画の策定、名称が変わったわけですが、が努力義務化されております。これに伴いまして、令和4年度末までに地域公共交通計画を策定するものです。

続きまして計画期間ですけれども、国からは原則5年程度が望ましいと示されておりました、地域公共交通網形成計画の計画期間も5年間だったことから、令和5年度から令和9年度までの5年間で予定しております。委託先につきましては、令和4年度に入りましたら入札、またはプロポーサル方式により、委託者を決定する予定です。

続きまして、委託料805万2,000円の内訳につきましては、市民利用者ニーズの把握調査の実施やこの調査の分析、また地域公共交通計画の取りまとめ、報告書の作成等に係る支援業務となります。

以上です。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 私のほうからは、（8）番、予算書の149ページ、環境美化推進事業負担金補助及び交付金についてのきれいな旭をつくる会補助金についてご回答いたします。

まず、順番が前後しますが、まず、補助金を受ける団体についてご説明します。

市では、市民の環境意識の醸成を図るとともに、市と市民が一体となって地域環境の保全及び美化を推進する運動を行うため、きれいな旭をつくる会を設置しております。この団体に対し、補助金を交付しております。

次に、活動内容ですが、まず、1番目として清掃活動、これは、春・秋の年2回、ごみゼロ運動を実施しております。令和2年度、令和3年度はごみゼロ運動月間ということで実施しております。もう一つは、海岸地区においては年1回、海岸地区の地区住民による清掃活動を実施しておりますが、こちらは令和2年度、令和3年度は中止となっております。

続いて、2番目として、花いっぱい運動がございます。これは花の配布を希望する地区やボランティア団体に花の苗を配布しております。

3番目として、奨励金等の交付がございます。公共的な施設等の定期的な清掃、清掃美化

及び緑化運動を実施する環境美化モデル地区への奨励金や環境美化ボランティア団体の活動に対する報償金の交付を実施しております。

4番目としまして、その他の環境美化に関する事業でございますが、まず、環境衛生大会の開催、それと、不法投棄防止のための看板の作成、設置を行っております。

続きまして、「きれいな旭をつくる会」の補助金376万円の根拠についてということですが、こちらは先ほどご説明いたしました事業、これらに係る令和4年度の経費等の見込額になります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは農水産課の方から、まず165ページ、農村公園維持管理費の委託についてお答えいたします。

まず、公園維持管理委託料170万4,000円についてですが、農業関連事業によって整備された5か所の公園等を維持管理するものです。なお、そのうち東足洗農村公園、西足洗農村公園、鐺木農村公園、松沢農村公園については、地元区へ施設内の除草及び清掃等の維持管理を業務委託しているものです。

次に、仁玉川沿いのアメニティ公園については、年3回の除草と清掃を一般競争入札により、業者を決定して業務委託をしているものです。

次に、除草業務等委託料11万8,000円につきましては、谷町場まる池広場の除草業務を旭市シルバー人材センターへ業務委託するものであります。

続きまして、166ページの新規就農総合支援事業補助金について、まず、140万円の根拠ということで、新規農業者支援事業補助金についてですが、こちらは市内の50歳未満の認定農業者に対し、農業用機械等の取得経費や農地の賃借料を支払いするもので、農業用機械の取得に対する補助は上限50万円で2件、農地の賃借料の補助は上限20万円で2件を見込んでおり、計140万円となっています。

新規就農総合支援事業補助金についてですが、こちらの内容につきまして、もう一度ご回答させていただきます。

こちらは国庫補助事業の農業次世代人材投資事業補助金と、その後継となる新規就農者育成総合対策事業で、市内で独立自営就農する50歳未満の認定新規就農者が対象となっております。この事業は、青年就農者の定着と、経営開始時の早期の経営確立、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図ることを目的に、内容が見直されております。見直し前の農業次世

代人材投資事業補助金は、対象者4名で600万円、後継者となる新規就農事業が対象者が4名、こちらは農業次世代人材投資事業補助金の4名とは別に、新規での4名となっております。4名で2,550万円を見込んでおり、合計で3,150万円となるものです。

もう1点、若者等というこの「等」ということですが、こちらの新規就農総合支援事業補助金、それぞれの対象者を50歳未満としておりますので、50歳以下、49歳までということで、若者等というふうにつけさせていただきました。

続きまして、167ページの水田農業構造改革推進事業についてでございます。

こちらの水田農業構造改革推進事業におきましては、米価下落等の環境変化に対応するため、需要に即した米作りを推進し、水田農業経営の安定と発展を図るため転作に取り組む生産者に対する補助金でございます。主な転作、作物としましては飼料用米がほとんどになってございます。

こちらの事業の目標につきましては、件数というよりも面積でそろえておりまして、こちらの水田農業構造改革推進事業での転作の面積、予算の面積は937.8ヘクタールとしてございます。その転作の割合になりますが、市での水稻作付面積を3,378.8ヘクタールとしていまして、それに対しまして転作面積が937.8ヘクタールとなりますので、転作率は27.7%になってございます。

続きまして、171ページの畜産環境フレッシュ事業でございます。

こちらの予算の内訳でございますが、飼料添加剤につきましては上限で30万円掛ける10件で300万円でございます。臭気拡散防止資材につきましては上限が150万円としてございますが、予算の中で70万円を10件と見ておりますので、700万円となりまして、飼料添加剤と含めまして1,000万円と予算を載せてもらっていただいております。

それから、軒数につきましては、先ほど市内、既存の方が117軒とございました。こちらの環境フレッシュ事業につきましては、今後、継続的に実施させていただきたいと考えております。そういった中から、今年度につきましては、まず10軒程度ということで、なかなか畜産農家の負担もあるということで、徐々に実施を広げていきたいというところで、まず10軒程度ということで、予算のほうを見込みさせていただきました。

続きまして、174ページの耕作放棄地再生事業についてでございます。

こちらの事業の内容としまして、耕作放棄地再生事業200万円の事業内容についてでございますが、この事業は農業者が行う耕作放棄地の再生作業に係る費用の一部を支援する市単独事業で、補助率は事業費の2分の1以内、または農地再生面積10アール当たり10万円のい

ずれか低い額を予定しております。

なお、この事業につきましては、これまで県の補助事業を活用し、農地再生の取組を支援してきましたが、令和3年度で県の事業が終了するという事で、市単独事業として引き続き再生作業への支援を行い、農地の有効利用を図るものであります。

続きまして、176ページの有害鳥獣駆除事業の委託料について、内容と委託先等についてでございます。

有害鳥獣駆除事業の委託料279万6,000円の内容等につきましては、カラスやハト、イノシシといった鳥獣による農作物被害を防止するため、銚海猟友会に駆除を委託し、個体数の削減を実施するものです。内訳としまして、鳥類駆除が5月から10月の6か月間、市内全域を対象とした銃器を使用する害虫駆除及び巡視業務委託で87万9,000円、イノシシ駆除が通年で市内全域を対象としたイノシシ駆除業務委託で176万1,000円。そのほかに、イノシシ止めさし・巡視業務委託が15万6,000円となっております。なお、委託先は全て地元の猟友会であります銚海猟友会となっております。

続きまして、178ページ、漁港改修事業について、事業内容ということで、漁港改修事業927万5,000円について、こちらは県の事業で飯岡漁港敷地内の道路や公園施設、震災防波堤等の維持・補修と港湾内の漁船の出入りに支障を来している箇所へ堆積した漂砂を除去し、航路確保のためのしゅんせつを行う事業です。

負担割合は、漁港整備事業が県50%で地元が50%、航路のしゅんせつ事業分が県75%で地元が25%となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） それでは、私のほうから（16）から（20）までの5件につきましてお答えしたいと思います。

まず、（16）中小企業の1億円の根拠はというお話でございます。まずこちら、事業を開始したときには6,000万円ぐらいの預託金でございました。それで、年数がたって近隣との調整をしたほうがいいのではというお話がございまして、それから1億円という金額となっております。こちら、年代が直近の資料しかちょっと私持っていなかったもので、平成28年からは1億円となっております。あとは、5年の変遷で28年からは1億円となっているということで、ご理解をいただきたいと思います。

あと、（17）空き店舗の782万円、全員協議会のときには、令和4年度は4件という話を

聞いたんだがということでございます。私の説明不足だったことがありました。まず、新規でその4件分を予算組んでございます。家賃関係だと、24か月の補助金が出るというお話で、前の年からの継続分を3件見込んでございますので、全部で7件の予算を令和4年度に見込みました。

(18)の中小企業の奨励金の関係でございます。こちらにつきましては、まず事業内容としまして、各企業、こちら固定資産税の課税免除を受けた事業所が旭市民を雇用した場合、1人につき30万円を交付する雇用奨励金という事業がございます。あと緑化、こちら緑化整備をした場合、1平米につきまして2,000円を交付される事業がございます。こちらの関係の事業でございます。

この効果につきましては、このように市民を雇用することで多少なりとも雇用の貢献になっているのではないかと感じております。一応、去年の場合、4社で、去年というか令和2年度ですね、まだ令和3年度終わっていないので。2年度の場合は4社で15名が雇用されておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。これ、雇用と実績ということで、ご報告をしたいと思ひます。

それとあと、観光プロモーションの災害復興基金の繰入金というお話でした。何%くらいあるのかなということで、まず、事業費と復興基金の繰入額というお話をしたいと思ひますが、平成31年から事業費と災害復興基金繰入金、こちらが同額でございます。100%こちらの繰入金で事業を行いました。

この中で、飯岡灯台のライトアップ、こちらの事業費の算出根拠というお話でございました。こちら、実は千葉テレビ株式会社から見積りを取って行っている事業でございますが、まず機材費ということで、バラ、LEDをつけるバラ600本の見積りでございますが、こちらリースになっておりまして、あとその台座等を含めて50万円、人件費等47万円、運搬費、あと消費税等がかかりまして121万円という金額となっております。それに、あと番組でいろいろ流していただいてPRをしていただいているという経費も数万円入っておる予算を計上してございます。

続きまして、YOU・遊あるいは七夕市民まつりの補助金が上がっているのではないかとご質問でございます。こちらですが、この二つのイベントですが、実は、財源の中に東日本大震災等の関係で「がんばろう！旭」という復興支援補助金が入っておりました。こちらの補助金が令和3年度でなくなってしまうということで、どうにか実行委員会のほうからこれらを補填する方法はないのかということでお問合せがあったり、協議がございました。

この「がんばろう！旭」補助金で、何ていうんですかね、支出していた金額に見合った分を市の会計からいただいたので、この分が増えているというような形になっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 私のほうからは、(21)パークゴルフ場の改修工事、それと(22)空き家等対策推進事業について回答させていただきます。

あさひパークゴルフ場につきましては、2.9ヘクタール、18ホールのパークゴルフ場でございます。今回、パークゴルフ場の改修工事の具体的な内容といたしましては、施設老朽化に伴う場内の自動散水設備及び散水ポンプの改修、また管理棟に発生している雨漏りを解消するため、屋上の防水、外壁部の防水・塗装並びに内装の改修を行います。それぞれの工事費につきましては、自動散水設備の改修につきまして309万1,000円、散水用ポンプ改修工事につきましては759万円、管理棟の改修工事につきましては1,199万円、合わせまして2,267万1,000円でございます。

次に、(22)空き家等対策推進事業について回答させていただきます。

件数の根拠ということでございました。旭市空き家等実態調査を平成30年度に実施したところ、空き家等候補と思われる建物は1,129件ありました。現在、策定中の旭市空き家等対策計画に基づきまして様々な対策を進めてまいりますが、そのうち令和4年度に空き家解体撤去工事及び空き家等改修解体補助金は国の補助を頂いての事業となりますことから、初年度はそれぞれ1件ずつを見込んだところでございます。事業の具体的な箇所が決定しているものではありませんが、事業を展開する中で必要に応じ対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、298ページの会計年度任用職員についてのご質問に対して回答させていただきます。

減の理由、それと業務の内容ということでのご質問だったかと思います。

業務の内容からまず先に申し上げます。業務の内容としましては、71事業50職種がございます。主な職種といたしましては、一般事務のほか、保育士、放課後児童クラブ支援員が主なものになります。そのほかにもたくさんございます。常勤職員の補助的な役割を担っていただいております。

職員数のほうのことで減ということなのかなということで、職員数の欄で、こちらは上段

のフルタイムの数、下段の括弧書きのがパート職員の数になっております。ここで、職員数の比較のところでは7、そして下の括弧のほうでマイナス7というふうになっています。こちらの内容につきましては、パートのほうで7人減りましてフルタイムが7人増えているというような状況でございます。その理由といたしましては、育児休業の代替だったり、あとは国の給付金事業とかそういったものがありますので、そういったときに会計年度任用職員のほうを採用させていただいて対応しているというようなものでございます。したがって、数の増減等によります事務等の支障というものはございません。

以上であります。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 私のほうから申し訳ありません、先ほど回答させていただいた内容の訂正をお願いしたいと思います。

訂正のほう、（5）番の34ページ、災害復興基金繰入金、こちらの基金の減の主な要因の中で、「がんばろう！旭」復興支援事業、こちらの減の金額を7,070万円と発言してしまいましたが、正しくは707万円の減ということで訂正をしていただきたいと思います。

申し訳ございませんでした。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ご答弁ありがとうございました。

私、今回の予算については、市長が施政方針でいろいろやっていきたいことを熱く語られましたので、もちろんそれに沿って予算が組み立てられて、あとこういうコロナの事情もあって、例年の予算の立て方とは違うものになっているんじゃないかなという視点から、ちょっと質疑を組み立てさせていただきました。それでご答弁いただいたわけですが、若干気になるところがご答弁の中でありましたので再質疑をお願いいたします。

予備費についてです。使い方に関して統括的なこととかで、もちろんそのための予備費ですから、平成18年から29年までは4,000万円で、平成30年から令和3年までは5,000万円ということで、その中で使われてきた。で、どれぐらいの割合で使われたのか、予備費が。

私、こういうことをなぜ聞くかと言いますと、先ほども言いましたように、新たになられた市長が自分の思っている事業とかをぜひ進めていきたいというときに、そっちになるべく予算を多く割きたいんじゃないかなとか、あとはコロナの事情で、予備費ではなくて、もうちょっと実効性のあるものに使われるような、そういう事業に振り分けたほうがいいんじゃないかなというような視点で聞かせていただいております。どれぐらいの割合というんです

かね、それで使われてきたのか教えてください。

23ページのこちらは分かりました。

水田自給力向上対策事業補助金ですが、細かく数字出していただいてありがとうございます。私も、この飼料米とか、あと米粉を作るお米とか、そういうふうには水田をそちらの方向にシフトしていくというような、それに補助金が出ているというふうには理解しているんですけども、この飼料米には830ヘクタールで28.2%ということですが、飼料米以外のところ、補助金が1億7,557万円、全部で。その中の4,972万円がこちらの補助金ということで、飼料米以外というところを教えてください。

あと、ふるさと応援寄附金です。令和3年度の予算が7,000万円だったところは相当伸びて、令和4年度も今現在までで相当伸びているので、では令和4年度もこれは伸びるということで、これだけの1億5,000万円の予算立てになっているんですけども、ここはもうちょっと、何ていうんですか、観光と結びつけて、私の意見をじゃないですけども、ここの寄附金の伸びという、その要因というか、それをどのようにお考えになっているかをお聞かせください。

あと、34ページの災害復興基金繰入れです。

事業が変わったということで、繰入れをした分で使う事業が変わったということでこういう減になっているという、それぞれが減になっているというのは分かりました。

地域振興基金繰入金、これが残が令和4年度末で15億1,011万円であろうということで聞いたんですけども、その使っていく計画というところで、ちょっともう少しお答えいただけますかね。使用目的としては市民連帯の強化、地域振興ということだったのですが、もうちょっと具体的に、この後のほうでの再質疑の中でも触れますけれども、もう少し具体的にお答えいただけますか。

移住・定住促進事業です。

1世帯が41万円というのは、私、自分で電卓をはじくまでもなく暗算でいたい41万円ということなんですが、これの根拠をお答えいただいていないような気がいたします。こちらに、旭市に転入してきて家を求めた場合に50万円補助というのがたしかあったような気がするんです。それに比べて、41万円というこの金額が低いのはなぜなのかなというのをちょっと考えました。

あと、先ほども触れましたが、財源となる地域振興基金繰入金なんですけれども、こちらのほう、さっきの質疑でも言いましたけれども、ちょっともう少し、令和4年度の残で15億

円とかあるので、15億円超えであるので、移住・定住促進というのは本当にもうこのコロナの時代にすごくマッチしている事業だなと私は思います。その中で予算の思い切った使い方というところを考えますと、私がこれは思うだけなんですけれども、この金額になった根拠というんですかね、そのあたり、コロナの時代ということを鑑みて、何かそれがこの積算根拠の中に入ったかどうか、そのあたりも教えてください。

あと、コミュニティバス等の運行事業です。確かに、私、地域交通網計画というのが何かたしかあったなという記憶がございまして、それを何か名称が変わったということで、ずっとこの計画策定というのをやっているということなんです。

5年間やって、また、これからまた5年間という、これは国のほうで義務化をしているということで、つくらなきゃいけないものなのだと思います。つくらなきゃいけないものというのが、そこに相当な委託料をかけて、800万円超えの委託料をかけて調査をしたり成果物を造ったりということで、恐らく、どこのまちもやらなきゃいけないようなことだからやっているというふうなニュアンスで私は捉えているんですけれども、ここはやはり、旭市は旭市の実情に合ったものをきちんと調査して、成果物も、旭市だからこれだよというものを造っていただくように、委託先というんですかね、そういうところをきちんと考えていただきたいと思うんですけれども、そこに対するご答弁をお願いします。プロポーザルでやられるということですが、そのあたりどういうふうに考えていらっしゃるのかをお願いします。

あと、環境美化推進事業です。市長の施政方針のほうで、観光というのがやはりとても力を入れていらっしゃるという、それで私は読み取らせていただきました。そんな中で、やっぱり観光というと、きれいなまちにしか人は来ませんから、この環境美化推進事業というのは物すごく大事なんじゃないかなと思うわけです。そこで、その376万円の根拠を伺いました。

花の苗とかそういうので、いわゆるどこでもやっているような、花を植えてまちをきれいにしようとか、そういうので予算を取られているみたいなんですけれども、あと清掃活動、ごみゼロを年2回とか海岸清掃年1回とかというのは、これはそんなに予算がかかるものじゃないと私は思うんです。この年1回のもコロナでできていないという状況があるので、観光を考えたときに環境美化が物すごく大事だということを考えたら、やはりもうちょっと違うやり方での環境美化を考えたほうがいいのではないかなと思ひまして、この環境美化推進事業に予算を立てるときに、何かほかの案とかが出ませんでしたでしょうか。それをお願いいたします。

あと、165ページの公園維持です。5か所市内にあって、その委託業務内容、分かりました。除草業務というのがその5か所の分には入っていないんですね。その業務は、谷町場というところの公園のことを計上してあることが分かりました。

166ページ、新規就農です。これは私、先ほどの松木議員の質疑に対するご答弁の中で、平成30年に2名とかなんか、そのあたりでちょっと聞き取れなかったところがあったんですが、これは新規だけで4名というのを考えていいんですか。今までずっとやられていた分プラスということじゃないですよ。ちょっとその確認だけお願いします。

あと、水田農業構造改革推進事業です。目標値937.8ヘクタールで、市全体で3,378.8ヘクタールの中の27.7%、これを目標にしているということでしたが、これが来年度、令和4年度の目標値ということですか。最終的には、どの辺に行き着くことなのかちょっとお伺いしたいと思います。

畜産環境フレッシュ事業です。これは松木議員のほうからもございましたが、やはり非常に困っていらっしゃる方も多く、私もこちらに来てから、畜産が非常に盛んでとてもいいまちだなと思った反面、やはり臭いの問題というのがすごく大きな問題なんだというのが分かりました。

市長の施政方針の中にも、何度も言いますけれども、観光というのに非常に力を入れたいというあれがにじみ出ておりましたので、やっぱり観光を考えると、この事業というのの重要性というのがすごくあるんじゃないかなと思ひまして、私が暗算したところ、全部で1,800万円の予算になるんじゃないかなと思って聞きましたら、1件70万円を10件で700万円と、これ70万円の根拠を教えてください。上限100万円となっているのに、なぜ70万円10件の計算にしてあるんでしょうか。

あと、耕作放棄地再生事業です。これまで県補助だったのが、その県補助がなくなったので市のほうでということなんですけれども、すみません、もう一度お伺いしてもいいですか。なぜ県補助がなくなりましたか。あと、何件を想定していますか。

漁港改修です。これ、負担割合が道路とか堤防なんですかね、そのあたりが50・50、しゅんせつが県が75の市が25ということで、この割合はどういうふうに決まっているんでしょう。お願いします。

あと、中小企業の金融対策資金、預託金です。事業開始が6,000万円だったところを、平成28年からは1億円になったということで、先ほども申しましたように、今コロナで非常に苦しんでいらっしゃる中小企業等がたくさんあると思うんです。それを、恐らく考慮に入れ

てこの予算立てになっているんじゃないかなと思うんですけども、何でこれが変わらなかったのかという、そこですね、お願いします。例年どおりというこの金額になったところでですね。

商業活性化空き店舗事業補助ですけども、これは新規が4件で前からのが3件で、全部で7件というか、空き店舗が相当増えていると思いますが、令和3年で6件、令和4年で7件、1件だけ増えている、1件だけ増やした予算になっているということですね。

あと、企業誘致です。内容は分かりました。固定資産税の課税免除を受けている企業が市民の方を1人雇うと30万円の補助が出ると。あと、緑化したときに1平米当たりで2,000円が出ると、そういう事業だというのが分かりました。先ほど、令和2年の実績の話をされましたけれども、4社15名とおっしゃったと思うんですけども、30万円掛ける15名で450万円かなと思うんですけども、これは令和2年度から実績を基に予算立てはしてあると思いますが、400万円になった、なぜ減額になったんですかね、教えてください。

観光資源プロモーションです。これは分かりました。

観光イベント事業、補助金増額の理由ですが、YOU・遊も七夕も、私は増額されたことが非常に、ごめんなさい、いいことだと思っているんです。さっき、何でこんなことになったのかみたいな聞き方を私がしたと取られたら、ちょっとそれは私の言い方がまずかったので、それは訂正させてください。私は、増額に関しては非常にいいことだと思っています。ただ、「がんばろう！旭」というこの言葉がよく出てくるんですけども、この補助金というのは事業補助金でしたか、これを教えてください。今、なぜそれがなくなったかというのを教えてください。

パークゴルフ場改修の管理棟1,000万円超えの改修費が入っています。先ほど来、松木議員のほうの質疑にも出ておりましたが、公共施設等整備計画、こちらのほうの中に、入っているものと捉えてよろしいでしょうか。お願いします。

あと、空き家対策です。国の補助金を当てにしているから1件ずつというのがよく分かりませんでしたけれども、まあそういうことなんですね、はい。

会計年度の任用の職員のことなんですけれども、分かりました。業務内容に支障はないということで分かったんですけども、何でこんなこと聞いたかといいますと、旭市の市役所の受付に行きますと、1人の方がいらっしゃったり、あるいはいらっしゃらなかったり、市役所に電話かけると、私、一番長いときで30回コールしましたかね、出られないことがあります。聞きましたら、それぞれ1人ずつしかいないということで、これもしかすると、ここ

の会計年度任用の減額の弊害なのかなと思ってちょっと聞いたわけですがけれども、そういうことではないんですね。そのところをちょっとお答えください。

○議長（木内欽市） 議案の質疑は途中ですが、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

なお、答弁は簡潔にお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、私のほうから予備費の使われ方ということで、どれぐらいの割合で使われていたかということで、使用状況について、過去3年間の決算額の推移で申し上げたいと思います。

令和2年度の決算額は3,032万5,000円で予算額5,000万に對しまして60.7%、令和元年度決算額は1,743万円で34.9%、平成30年度の決算額は4,181万円で83.6%でございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） （3）の水田自給率向上対策事業補助金の飼料用米のほかの転作作物ということでお答えします。

先ほどもお答えしましたが、ほとんど飼料用米になってございます。それ以外のものとしましてはホールクropp用稲、こちら牛の餌になりますホールクropp用稲、それから加工用米、そのほかに米粉用米、また、麦等がございます。

以上になります。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） ふるさと応援寄附の増えた要因でございます。

これはひとえに魅力ある返礼品を増やし、またポータルサイトの数なども増やした結果だと思っております。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 地域振興基金につきまして、どのような事業に使っていくかという

ことで、もうちょっと具体的に説明ということでございましたので、ご回答申し上げます。

基金を充当する予定の事業でございますが、シティプロモーション推進事業、あと移住・定住促進事業や、あと観光イベント事業やスポーツイベント事業などに今後も充当していく予定でございます。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、若者世帯住宅取得奨励金の、まずどういうふうな計算で1,740万円になったかということですが、基礎額20万円が先ほど申しあげましたように42世帯で840万円、子ども1人当たり10万円の加算が52人と見積りまして520万円、それと同居・近居の加算が38世帯と見まして380万円、合計で1,740万円と見ております。これにコロナの関係を勘案したかということですが、コロナの関係は勘案はしておりません。

それと、地域振興基金のもっと思い切った使い方があってもいいんじゃないかということですが、金額につきましては、ほかの市町村から入ってきてくれるのが一番いいわけで、こちらの額は先ほどおっしゃっていましたが、前は定額50万円でございました。今回の場合には、こちらから出ていかないように引き止めるといいますか、そういった関係になりますのでやはり、どうしても差が出てくるということでございます。

以上です。

続きまして、コミュニティバスの運行事業の委託料についてです。

こちらどの市町村もつくっているというお話でしたが、実は努力義務規定でございます。ただし、これをつくっておかないと各種補助金が受けられないということになっています。ちなみに、この計画策定自体も2分の1が国から補助金としてまいります。

それと、委託先の関係ですが、地域の実情に通じている業者ということは、やはり大きなポイントになると思いますので、プロポーザルの際留意したいと思っております。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、（8）の再質問に対しお答えします。

これらの事業というのは合併前から旧市町のほうでやってきた事業でございます。今現在、コロナの影響で実施できていない事業もございますが、これらの事業に関しては今後も継続し、また新しい事業や、また新しいやり方、そういったものを今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） （10）の新規就農総合支援事業についてです。

すみません、回答を申し上げる前に、先ほどの1回目の回答の中で、対象者のほうを認定農家というふうに答弁しているかと思います。正式にはすみません、先ほど回答の中で対象者を認定農家というふうに答えていると思うんですが、正しくは認定新規就農者でございますので、訂正させていただきます。

それで、新規の4名の件ですが、農業者次世代人材投資事業補助金につきましては、この4名は継続の4名で平成30年に2名、令和2年に1名、令和3年に1名事業を実施した方で、令和2年度まで継続して補助のほうが受けられるということになります。後継の新事業となります新規就農総合支援事業補助金は、この4名とは別に新たに新規就農者としてなる方4名ということで見込んでございます。

11番の水田農業構造改革推進事業でございますが、こちら予算で目標とさせていただいた面積は先ほどもお答えさせていただきましたが、937.8ヘクタールとなっております。それで、先ほどの飼料米の830ヘクタールですとか、ホールクropp用の稲、加工用米、米粉用米といった主食用米以外のものに転作する面積で目標とさせていただいております。

12番の畜産環境フレッシュの70万円でございますが、こちら補助金の上限150万円に対して、この70万円につきましては、過去の事業実績を考慮させていただいた中で、予算について70万円掛ける10件というふうにさせていただいております。

13番の耕作放棄地再生事業についてですが、こちらは件数ではなくて10アール当たり10万円ということで、予定面積を2ヘクタール対象を見込みまして、予算どおり200万円ということとさせていただきます。

15番の漁港の改修事業でございます。申し訳ございません、こちら先ほどの回答の中で、対象施設のほうで震災防波堤というふうに回答した部分があったかとございますが、正しくは親水防波堤となりますので、申し訳ございませんでした。

公共の事業の補助率についてですが、それぞれ国の事業、県の事業がございしますが、補助率につきましては、県・国、関係機関の中で協議しまして決定したものと認識しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、私のほうから先ほどの回答に1件、ちょっと誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

まず、(16)の中小企業の1億円の預託の関係ですが、この金額が私の持っている資料では平成28年という数字が一番新しかったんですが、何か平成21年から1億円になっているということで、書類が見つかりましたので、すみません、よろしくお願いします。

それで、あとこちら予算も変わっていないよというお話でございますが、こちらほとんどが申込者の希望がかなっているので、1億円の中で足りているということでご判断をいただきたいと思います。

それであと、(17)この商業活性化の関係です。空き店舗の数というのはちょっとうちのほうでもまだ把握していないので、あと、これからになってしまうんですが、もしできましたら都市整備課が行う空き家対策の関係とかと一緒に絡めて店舗数が把握できればなという考えがございます。

あと、企業誘致(18)の450万円から400万円に減ったのではないかという数字でございます。こちら微妙です。年々変動がございまして、実際幾らで組んだらいいかというのがちょっとあります。450万円でマックスぐらいが多い部類だというご判断をいただきたいと思うんですが、定かではないです、すみません。

あと、プロモの関係もよかったかと思っておりますので。

あと(20)は企画政策課長がお答えしますので、よろしくします。

○議長(木内欽市) 企画政策課長。

○企画政策課長(小倉直志) 観光イベント事業の負担金補助、これに関して県の補助金がなくなってしまうかということですが、こちらに関しましては、県のほうから震災時に「がんばろう！千葉」復興交付金ということで、1回にお金が来ております。来て、これをうちのほうの旭市の災害復興基金に基金造成して、これを使ってきました。その「がんばろう！千葉」の復興交付金の事業期間のスキームというのが最初から10年間ということで、今年度をもって終わるということです。

以上です。

○議長(木内欽市) 都市整備課長。

○都市整備課長(栗田 茂) 21番、パークゴルフ場の事業が旭市公共施設等総合管理計画に基づく事業かということで、散水設備と建物両方ともこの事業の中に掲載の事業でございます。

以上でございます。

○議長(木内欽市) 総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、総合受付と電話交換士につきましては、こちらは業務委託という形で対応させていただいております。

以上です。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 申し訳ございません、耕作放棄地の再生事業の関係で1件、答弁漏れがございましたので、ご答弁させていただきます。

県事業がなくなった理由についてですが、県の事業につきましては、もともと3年間、令和1年から令和3年の事業となっておりました。その理由が1点と、県内での需要が少ないということで、事業を実施しているのが旭市が主な市、事業の実施、事業体だということで、そういった中で事業のほうは終了するというふうになってございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 多岐にわたりまして、ご丁寧な答弁ありがとうございました。

1点、この後の議案等でもちょっと触れさせていただくんですけども、予算の立て方で、その定かでないとか、そういう文言に対してちょっと違和感を感じました。予算って、本当に市民の方々の1円の税金から成り立っているものなので、意見を言う場ではないのと言いませんが、ご丁寧なご答弁、ありがとうございました。

終わります。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松木議員。

○20番（松木源太郎） 立たなくていいですか。

○議長（木内欽市） 起立でお願いいたします。

○20番（松木源太郎） 令和4年度旭市国民健康保険事業特別会計予算額から2点ほど質疑させていただきます。

まず、329ページの繰入金です。一般会計繰入金で特に保険基盤安定繰入金国保税減税分と、その次の保険基盤安定繰入金の二つについて、その金額、根拠、積算根拠を説明してください。

それから、330ページになりますが、財政調整基金からの繰入金の減額の理由をお聞かせいただきたいと思います。

この2点であります。以上。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） それでは、今のご質疑ですけれども、まずその予算書の329ページ、一般会計の繰入金の中で1節の保険基盤安定繰入金についてですけれども、こちらについては、まず保険税の軽減分として、まずこれ低所得者層に対する負担の軽減を図るため、一定の所得以下の世帯に対し均等割、それと平等割の軽減分、いわゆる7割、5割、2割という部分の方々の繰り入れるものであります。その軽減世帯に属する人数等から軽減額を算定しております。

それと、二つ目のやつですけれども、その保険者支援分ですけれども、こちらについてはその保険税軽減の対象となった被保険者数に1人当たりの平均保険税算定額と、それに支援率というのを掛けて算定しております。こちらについてはいずれも議員ご承知のとおりだと思いますけれども、国保の構造的な部分ということで、どうしてもその年齢構成の部分だったり、所得の部分だったり、医療費の部分、そういった部分がやはり高くなっているということ、所得については低くなっているということもあって、一般会計からそういった形の支援を受ける、繰り入れている、法定の繰入れということになっています。

次の2点目ですけれども、財政調整基金が減額した理由ですけれども、ただいまの一般会計の繰入金の関係のお話が出ました。これについては現状をすると、やはり軽減の方が増えています。そういった意味で考えて、一般会計の繰入れも約1,000万円ぐらい増になっています。歳出のほうについては歳出の3款になりますけれども、保険事業費納付金というのがあります。これが県のほうに納める金額になるんですが、これが約7,000万円ぐらい減になりました。それを合わせて、あともろもろやって約1億円ぐらいの減が見込めましたんで、

基金のほうもその分減らしたということになります。

以上です。

338ページの話は今させてもらいましたけれども、基金の繰入金が減した理由ですけれども、それがその歳入の部分と歳出の部分で約8,000万円ぐらい出ましたんで、その分を勘案して1億円ぐらいを減したという形になります。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） そこで、今、県の話が出ましたけれども、県が国保会計に対してかなり今、千葉県は千葉県なりのあれでもってやっていくという形でもって出ておりますけれども、それは旭市の国保会計にどんな影響を及ぼしていますか。そのことをお聞きしたい。

○議長（木内欽市） 保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） 一応これはもう県というか、全国的な話になってくると思います。今やはり平成30年に広域化ということで、今、県と市が保険者ということで運営しています。その中で、やはり千葉県内の保険料というのはやはり統一したほうがいいだろうという話もあり、そうすると保険料が統一されるということになれば、旭市の状況を踏まえると、医療費が県内でも低いほうになっています。

そういった意味を考えると、その今お話しさせていただきました納付金の関係、その納付金というのがそういう医療費が低いということで医療係数というのが掛けてあります。その分県内から見れば、ある程度抑えた金額で納付している状況があります。もし仮に今広域化でいろいろ保険料の統一とか、いろんなことがあるかなと思いますけれども、仮に保険料の統一というお話が出れば、旭市としては、そういった部分で、多少なりとも今度医療係数というのがもしなくなったりすれば、ある程度の影響は出るかなとは思っております。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） その計画を一番私は心配しているんですけども、どうなんですか、実現性については、その全体の国のほうの考え方と、そこら辺のところを一つ、今回はこの時期に聞いておきたいんですけども、状況をお知らせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） 今の状況の中ですけれども、国のほうから、やはりその保険料の統一とか、いろんな状況の中を今動いています。例えば今お話あった一般会計だと、法定の繰入れがあります。これを今度法定外繰入れというのもやっている自治体はあります。そ

れはもう当然解消させなきゃいけない。その中で保険料の統一というか、その同じ金額にするという流れが出ています。

今、県のほうではその計画にそういったものを載せていくという上から、要は国の流れがあります。そうすると、県のほうとすれば、国のそういった状況を踏まえて、やはり県の計画の中にただいま言った保険料だったり、法定外の関係だったりとか、そういったものを計画上に載せていきますんで、そうすると、計画に載るとなれば当然ながら期日が決まってきますから、そういう形の動きは出てくるかなと思っています。

ただ、今現状の中でいろんな協議の中では、各自治体の中でもやはり旭市と同じような考えを持っている自治体もあるし、中には逆にもう高いところもありますから、そういった形の調整はこれから出てくるかなと思っています。二、三年の話ではないとは思っているんですけれども、状況的には今そういった方向に進んでいるということは事実ありますんで、今いいからということで市は考えますけれども、先行そうなるかどうか分かりませんから、その辺も踏まえながら進めていきたいと思っています。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） それでは、お願いいたします。ページ337です。

負担金補助及び交付金の出産育児一時金が7.1%減ということなんですが、こちらの減の根拠と、あと人口推計との整合性と言ったらいいんですかね、推計と照らし合わせてどうなのかと、あと今後の見通し、お願いいたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） 今回の出産育児の部分で7.1%減の理由ですけれども、これはもう実績という状況で踏まえまして。過去、令和元年の実績でいくと件数的には58件、令和2年だと54件、令和3年の見込みが今59件という話の中になっています。若干令和2年と令和3年で少し数字が伸びましたんで、10%ぐらいの数値で今回65という数字を出しました。

今後の見込みですけれども、多分というか被保険者数は今後減少すると思います。その中で今年の令和4年の10月からは被用者保険の適用拡大というのもありますので、その生産者、その若い方たちの部分も若干減ってくるだろうなと思いますから、現状的には維持をしたい、

あるいはそれ以上持ちたいんですけれども、減少する見込みのほうが強いかなというふうに思っています。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 分かりました。推計したところとはその整合性が取れているということで、先ほどのご答弁ではそういうふうにとっていいということですかね。ちょっともう1回すみません。

○議長（木内欽市） 保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） 推計というのが旭市の実績というふうになります。これを見込んでの今回数値を出してありますんで、実数字に近いものと考えてはおります。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

続きまして、予備費です。344ページです。

予備費の3,000万円、この根拠といいたまいますか、それとあと推移というんでしょうか、変遷といたたらいいたまいますか、ちょっと教えてください。

○議長（木内欽市） 保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） まず、予備費の推移についてお話をさせていただきます。過去5年ということでちょっとお話をしますと、予備費については平成28年から3,000万円予算を計上しています。その使い方の範疇の中で平成28年、こちらで2,800万円ほど使った経緯があります。やはりこの医療費の関係等になるんですけれども、これを踏まえながら現在に至るという状況になっています。一番使ったのは平成28年なんですけれども、若干安定をされながら、少し使ったりする部分もあるんですけれども、そういった経緯があります。そういう意味で、今の状況の中で予備費用を3,000万円というふうに計上している、見込んでいるところであります。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 平成28年から3,000万円、2,800万円使ったことがあるということで、3,000万円をずっと計上していらっしゃるという言い方をしているのかどうか分からないですけれども、一番多かったのが2,800万円ということで、これからこの2,800万円のときのことを鑑みて、どういったときの予備費として3,000万円を計上されるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） 予備費に充てる考え方なんですけれども、これはやはり保険給付費関係、これは被保険者に対して遅滞なく給付をするということがもう重要になりますから、当然その予算がないということで出せないわけにはいきませんから、そういったものになると。平成28年に2,800万円ほど予算を使ったということは、やはりその療養給付費、医療費の関係、この辺で資金が少し不足したということで使っています。

確かに平成29年以降はそんなに大きな金額を使っていませんので、ただ、今年令和3年ですけれども、夏あたりにコロナの状況、いろんな状況がかみ合って、若干やっぱり医療費が上がった経緯があります。そのときには最終的には補正まではいかなかったんですけれども、そういったことで、どうしてもその医療費が不安定な状況にあります。そういった意味で考えると、私どもとすればそういう被保険者に対して給付が滞りなく進めなくてはなりませんので、そういったことで現状では3,000万円という形で載せさせていただいております。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 分かりました。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第3号の質疑を終わります。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告があります。

松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） 議案第6号、令和4年度旭市水道事業会計予算について、1点質疑を申し上げます。

実は質疑をするつもりはなかったのですが、千葉日報の第一面を見てください。去る2月21日の夕方から翌日の夕方までの断水が千葉日報の第一面に出てしまいました。その中にはどう書いてあるかという、1977年に敷設されているけれども、2019年3月にも同じ送水管の別の場所で破損したと書いてある。

これを私は確かに知っておりましたが、じゃどうしたらいいんだ、全協でも聞きましたが、結局、旭市の水道の中でできないものかということと考えたら、ループ化するという話を課長からお話を聞きました。ループ化を考えるとどこで結ぶか。八匠水道企業団とは昔何箇所かつないであったよな、担当課に聞いたら、そんな細い管では水は来ませんということでした。したがって、じゃお金があるのかというふうに調べてみましたら、令和2年度の決算書の意見書の中では、旭市は経営状態が大変よろしい。92、93ページの財政状況のところはかなりお金があるよと。それを全部使えとは言いませんけれども、そういうためにもやはり今の時期に準備をする必要があるんじゃないかと思って、市長のお考えを聞きたくて質疑申し上げました。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） まず、1点目の補填財源としての内部留保資金でどれぐらいというご質問でございますが、水道事業の内部留保資金の残高は令和2年度末で約30億4,300万円となっております。

続きまして、断水に関しての市内の配水管のループ化についてでございますが、これも将来の投資資金も関わってくると思います。現在、旭市水道事業ビジョンに基づき、新設または既存の配水管の造形により、必要な口径の確保を考慮した各配水場に貯留した水道水の円滑な送出を図るためのループ化の整備を予定しております。将来の施設整備に関わる投資資金としましては、先ほど申し上げました内部留保資金残高から減債積立金を除いた約29億4,700万円となります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 課長、答弁ありがとうございます。

市長どうですか、このぐらいのところで、ここで政策理論しようとは思いませんが、これだけのことがやられている中で、私はどうしてもこういう計画を立てていただきたいと思っ

ておりますので、質疑の時間ですけれども、よろしくご検討いただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 市長。

○市長（米本弥一郎） 大変貴重なご質疑ありがとうございました。十分検討させていただきたいと思います。市民のライフラインでございますので、水道については十分検討いたします。ありがとうございます。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） どうもありがとうございます。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

自席へお戻りください。

○議長（木内欽市） 続いて、戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） それでは、議案第6号、1点お願いいたします。

特別損失というものについて教えてください。これどういう損失なのか。想定されるもの、あと過去の実績、どういうものが特別損失ということになったのかを教えてください。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） では、お答え申し上げます。

特別損失については3項目、予算書に記載のとおり計上してございます。実施計画書でございしますが、まず、一つ目の固定資産売却損、これについては固定資産を売却した際に損失が出た場合を想定し、科目設定のため1,000円を計上いたしました。

続きまして、過年度損益修正損につきましては183万4,000円を予定し、これは水道料金未納分を不納欠損として128件、金額にしまして173万3,000円です。それと返還金等として過年度分水道料金還付、これは10万円を計上しております。

その他としまして、過年度分水道料金調定減を想定しまして、現年度分を不納欠損として処理する場合を想定し、科目設定のため1,000円を計上いたしました。

過去の実績ということですので、令和2年度不納欠損額と件数と金額を申し上げます。

令和2年度41件、金額が56万8,735円、令和元年度66件、金額が94万6,578円、平成30年度が51件78万7,123円ということになっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） すみません、私、1,000円のところが、その他の特別損失のやつの1,000円を計上してあるというのが今のご答弁でちょっと理解ができなかったんですけども、もう少し分かりやすく、これ必ず1,000円という金額を計上しなきゃいけないものなんですかね。それを聞かせてください。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） お答えいたします。

1,000円につきましては発生対応ということで、科目設定のために計上してあるものでございます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 発生したときのためにこの項目を設けてあるということなんですね。これは公共水道、旭市の水道と公共下水道と、その二つにはこれを持っておかなきゃいけないことなんですかね。

○議長（木内欽市） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） 設けなくてはいけないことというよりも、万が一、この科目に損失が出た場合、予算科目を改めて設定しなければなりませんので、事前に当初予算から科目設定をしているものでございます。

○4番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、永井孝佳議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○7番（永井孝佳） 第7号議案、令和4年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について質問いたします。

収益的収入の中の他会計負担金、つまり一般会計からの繰入れ2億7,608万9,000円についてですが、こちらの算出方法を教えてください。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） お答えをいたします。

他会計負担金につきましては、総務省の地方公営企業繰出基準に基づき算出した基準内繰入れと、それ以外の基準外繰入れがございます。基準内繰入れは下水道事業債の元利償還金や職員の児童手当に要する経費等で5,573万2,000円を予定しております。基準外繰入れにつきましては、その他不足する財源を一般会計繰入金として事務費、人件費、減価償却費等を見込んだもので、金額は2億2,035万7,000円でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 赤字を際限なく負担するものではないように聞こえたんですけども、これから人口が減っていきます。その中で接続件数も減っていくと予想されるんですけども、その中で下水道を維持するために莫大な更新費用がかかたりするんですけども、そういった場合は国や県から補助金などは期待できるのでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） お答えいたします。

議員おっしゃるように下水道施設は供用開始から既に20年を経過し、施設の老朽化による更新がこれから必須となってまいります。今後、下水道施設全体の最適管理を実現するために来年度、令和5年度に見直し予定のストックマネジメント計画により効果的な施設の更新を検討し、資金については企業債の借入れや補助対象となる事業につきましては、有効に活用し、計画かつ効果的な経営基盤強化を努めてまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 長期的な展望があって安心しました。下水道事業や農業集落排水事業は20年、30年を見据えて、長期的な視点を持っていただきたいと思います。

先ほども答弁にありましたけれども、現場ではどのような方法、例えばこのまま下水道を続けたほうがいいのか、それとも戸別処理というか、合併浄化槽などに替えていったほうがいいのか、その辺のお考えを最後にお聞かせください。

○議長（木内欽市） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） お答えをいたします。

千葉県が実施する流域別下水道総合計画の見直しに伴いまして、旭市污水適正処理構想の見直しを令和4年度予定しております。これは公共下水道、浄化槽などの污水处理区域の位置づけを見直すものでございます。人口減少が著しいため費用対効果を考慮しますと、下水道区域が減少し浄化槽区域が増える見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 以上で通告による質疑は終わりました。

議案第7号の質疑を終わります。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、松本源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松本源太郎） 議案第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算（第11号）について1点だけお聞きいたします。

4ページの第2章、繰越明許費補正であります。この中で事前にご説明があった予算決定が遅れた分については分かるのですが、そのほかの施設について、大変繰越明許が多いわけです。コミュニティ施設管理費、道路新設改良事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業、南堀之内バイパス整備事業、震災復興・津波避難道路整備事業、冠水対策排水整備事業、橋梁長寿命化修繕事業、これらのものは当初から事業が始まっていたものだと思いますけれども、どうしてこのように繰越明許費になってしまったんでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、最初にコミュニティ施設関係の管理費についてご説明申し上げます。

こちらは国の補助事業を頂いた施設でありまして、その処分に当たりまして国と調整を行っていたんですけれども、期間のほうを要したため年度内の着工ができなかったということで繰越しとなったものであります。

以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは、工事の繰越しにつきましてご回答申し上げます。

初めに、道路橋梁費の道路新設改良事業でございます。こちらの9,479万3,000円の内訳でございますが、工事2本ございまして、道路改良工事が1件、道路排水工事が1件であります。道路改良工事につきましては、周辺地権者との畑の耕作の出入りの協議に不測の日数を要したことから、繰越しをするものでございます。

続きまして、道路排水工事につきましては、これはN T T関連の地下埋設物、こちらの対応につきまして協議に不測の日数を要したため、繰越しをするものでございます。場所につきましては、1件目が飯岡上永井区の現場でございます。2件目が中央病院北側、排水整備工事の現場でございます。

続きまして、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業、こちらの繰越しでございますが、こちらにつきましてはN T T、東京電力に関連します関連施設の移設協議に不測の日数を要したため、繰越しをするものでございます。主な現場といたしましては、国道126号バイパス交差点付近の施設でございます。

続いて、南堀之内バイパス整備事業でございます。こちらにつきましては近隣関係地権者の要望等によりまして、道路の縦横断見直し等を含めまして、工法の変更等がございまして不測の日数を要したため、繰越しをするものでございます。

続きまして、震災復興・津波避難道路整備事業でございます。まず、旭地域、椎名内西足洗線と飯岡地域、横根三川線の2路線であります。椎名内西足洗線につきましては、道路法に伴います警察協議や土地改良区財産の、この切り回し工事など不測の日数を要したため、繰越しをするものであります。

続きまして、横根三川線でございます。横根三川線につきましては、地元地権者、また耕作者との地盤の高さ等の協議に不測の日数を要したため、繰越しをするものであります。

続きまして、冠水対策排水整備事業でございます。こちらは旭地区サンモール西側の排水路整備事業でございますが、周辺店舗、その影響部分につきまして、これは工事の前にそれぞれの事前に家屋の調査を実施するものでありますが、この関係地権者との協議に不測の日数を要したため、繰越しをするものでございます。

最後でございますが、橋梁長寿命化修繕事業でございます。こちらは国の補助金の追加交付決定、これによりまして業務着手となることから、工期が確保できないため年度内完了が困難でありますので、繰越しをするものでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 分かりました、ありがとうございます。これ、予算の提出のときに執行が遅れた理由がほかのことを言われたんですけれども、こういうのも簡単に当初からもうあったものは一緒に説明していただきたいと思います。そのことをお願いして終わりにいたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は自席へお戻りください。

議案の質疑は途中ですが、3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時 8分

再開 午後 3時20分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

補正予算、12ページの公共施設等整備基金積立金です。新庁舎が出来上がったので、こちらの基金のほうに前の基金分を回すということなんだと思うんですけれども、たしかそういう説明だったと思うんですけれども。この公共施設等整備基金積立金自体の令和3年度までの積立額と、あと、これファシリティマネジメントに連動しているはずなんですけど、こちら何年度までに最終的な目標額、今後の予定をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） お答えいたします。

現在までの基金の積立額は約10億円でございます。ファシリティマネジメントに連動してということで、これはいつまでにということでございますが、こちら公共施設等総合管理計

画の個別施設計画の中で、令和18年度までに30億円以上を目標額にということで、目標がされております。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 令和18年度までに30億円以上ということで、ちょっとこの以上というのが何とも……令和3年度までが10億円あって、今回の補正で合計額が25億9,939万8,000円になった、なるはずということなんですかね。ごめんなさい、令和18年までに30億円以上という先ほどのご答弁だったんですけれども、その根拠というんですかね。相当な数の公共施設の改修やら建て替えやら、潰しちゃうのか、そういう相当数があると思うんですけれども、これ30億円というのがちょっと少ない金額のような気がするんです、その公共施設の数に比べて。

そのところ、令和18年までに30億円という、この根拠をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 当初は、この10億円に庁舎整備基金を加えて約22億円、あとは毎年の歳計の決算状況を見ながら積み立てていくという予定でございました。今般、かなり大量に積み立てることができまして、27億円だいたい予想されます。そうすると、目標まであと3億円ということになりますが、ただ、今議員ご指摘のように、金額的にはまだはっきりしないところもございますので、できる得る限り、可能な限り積立てのほうは、令和18年度まで積み立てていきたいというふうに考えております。

その間、ファシリティマネジメントに基づく施設の再整備等が行われる場合は、当座、今、財政状況を勘案しながら、公共施設等整備基金のほうをできるだけ積むだけにしておいて、取崩しのほうは後年度に回すような形にして、例えば補助金であるとか起債であるとか、ほかの財源を用いながらやっていきたいというふうに考えております。

ただ、具体的な数字というところは、申し訳ございません。将来にわたってのことですのではっきり申し上げられませんが、将来の財政状況を鑑みたときに、ある程度安心してファシリティマネジメントを行える金額というところで、設定させていただいた次第です。よろしくをお願いします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 分かりました。

基金というのは、やっぱりその優先度というんですかね。それによってかなり左右されると思うんですけれども。先ほど来の質疑等の中にもございましたけれども、緊急性のあるような、そういう改修とかそういうこともございますから、基金の優先度としては大事なところなのかなという気がいたします。

質疑はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、永井孝佳議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○7番（永井孝佳） 第11号議案、旭市飯岡刑部岬展望館の設置及び管理に関する条例の制定について質問いたします。

この条例の中に、多目的室等パノラマ展示室の使用料を定めていますが、しばらくはこの時間貸しで使用するということでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） 商工観光課からお答えいたします。

まず、使用料の関係です。1階の多目的室、それと2階のパノラマ展示室、こちらの有料という金額を設定させていただきました。こちらはもう恒常的に使用料を徴収していく考えでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） こちら、県から旭市に移譲されまして、年間900万円の維持管理費がかかっていくそうなんですけれども、今までと同じような使用料ではとてももったいないと感じていますので、ぜひ、もっと旭市の魅力を発信できるような、もしくは観光地になるような施設にしていきたいと思います。

再質問はございません。以上です。ありがとうございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の質疑を終わります。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） こちらの設置管理条例の設置目的をお伺いいたします。ここの文章には、観光の振興及び地域の活性化に寄与するためというふうにあるんですけども、これもうちちょっと具体的にお伺いいたします。

それで、恐らくというか、第9条ですね。指定管理者に展望館の管理を行わせることができるというふうに、9条のあたりから指定管理者のことが出ております。指定管理者はどういうふうな団体というのかな、を想定されているのか。

ごめんなさい、順番が逆になりました。観光の振興及び地域の活性化に寄与というところのこれをもう少し詳しくというのと、あとこれに対してその具体的な施策はどういうふうなことを考えていらっしゃるのかということと、もう一つ、その指定管理者ですね、どういう団体の方を想定されているのかということをお願いいたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、ただいまのご質問です。

設置管理条例の第1条、設置の目的関係でございます。観光の振興及び地域の活性化に寄与するということでございます。

こちらの施策はということでございますが、まず年間30万人が訪れる施設とうちのほうは理解してございます。この30万人が、もう本当に短い時間で展望館に登って帰ったりとか、あと海を見て帰ったりというようなことが、すごくやっぱり感じられます。これはもったいないよねという、中とかで話をしていまして、展望館がせっかく市のものになるのであれば、この展望館を利用してということで、物販を行ったりとか、あといろんなことができればいいねという、もう本当にそんな漠然とした考えでございますけれども、何かをきっかけに、観光客に長時間この施設にいていただく、上永井公園を含めていていただくというような方向を考えていきたいと思っております。

あと9条の関係です。指定管理者の関係でございますが、こちらどういような団体を想定していますかというようなご質問だったと思います。団体は未定です。今のところは県が使っていた団体、今も使ってもらっていますが、ありますけれども、うちのほうは入

札でやりますので、どんな団体というようなことは考えておりません。ただ、もう本当に自分たちがやっぱり楽しくこの施設を運営していただいて、観光客を呼んでほしいなというような、そんな団体に管理をお願いしたいと思います。

ただ、この1年間は、4年度は、うちのほうで直営でやらせていただいて、令和5年度から指定管理というような制度を使いたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ご答弁ありがとうございます。

大賛成ですなんて言ってはあれなんですけれども、物販とかそういうところを指定管理者を入れてやられるというような予定があるということで、市長のほうの施政方針にも、くどいほど言いますけれども観光観光というのが出ていますので、ぜひともこれはそのような方向でやっていただきたいと思うのと、具体的なあれで入札でとおっしゃいましたが、やっぱりすごくいい案というか、そういうものを持ってらっしゃる団体とかもお見かけしますので、プロポーザルとかそういうところも検討していただくような、これからということですね。とにかく、令和4年度は直営でということで、分かりました。

ご答弁ありがとうございます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、伊場哲也議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○5番（伊場哲也） よろしくお願いいたします。質疑発言通告書記載内容に沿って質疑いたします。

議案第12号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、具体的に分かりやすく改正条例の内容について質問いたします。

よろしくご答弁、ご回答のほうお願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それではご説明いたします。

国が進めます、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、附則第2条の規定により、行政機関に保有する個人情報の保護に関する法律と独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されました。それに伴いまして、市の条例でこの法律を規定していたものを条文の中に引用しておりましたので、その法律が変わりましたので、その法律のほうを今度、個人情報の保護に関する法律というように置き換えるような形になります。条文中の引用された法律名を改めるというようなものでございます。

今ちょっと手元に新旧対照表がないと思います、ありますか。そちらの2ページのほうを開いていただくと、関係する条文にアンダーラインが引いてありまして、廃止するもの、統合されて変わるもの、現行と改正案のほうを見比べていただきますと、変わった内容が分かるようなもので記載させていただいております。

説明は以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） それでは再質問させていただきます。

新旧対照表の2ページ、今ご説明ございましたように、ここに議案第12号、個人情報の新旧対照表が記載されておるわけですが、現行と右側の改正案、これを比較いたしますと、第2条そのものについては用語の変更はないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

なお、（3）号、（4）号、（10）号、個人識別符号、要配慮個人情報、事業者、ここの記載内容につきましては、簡単に言いますと、行政機関の保有する、あるいは行政機関の保有する保護に関する法律、先ほどご説明ご回答ございましたように、独立行政法人の保有するこの用語が、簡単に言いますと個人情報保護法という用語に記載変更されたと。

なお、細かいところですが、それぞれ第58号が57号、第3項が第2項、そして第4項が3項、15に至りましては、平成15年法律第59条第1項が個人情報保護法第9項に変更になったと。大きく第2条そのものの内容につきましては変更なしと。なお、1条、3条、4条においても変更はないと。この2条の、今確認させていただいた用語のみ変更になったと、そういう理解でよろしゅうございますか。

○議長（木内欽市） 再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） ただいま議員のお話のあったとおりでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第12号の質疑を終わります。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） 議案第14号についてご質疑申し上げます。

言葉の問題ですけれども、世帯別平等割額と基礎課税額の世帯別平等割額の違い。これは、被保険者への税額などにどのように影響するのでしょうか、全く影響がないのでしょうか。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） ただいまのご質問でございますが、国民健康保険税の保険税につきましては、旭市国民健康保険税条例の第2条におきまして基礎課税額、いわゆる医療分と、後期高齢者支援金課税額及び介護納付金課税額の3種類によって構成されております。

ただいまのご質問の中で、世帯別平等割額を基礎課税額の世帯別平等割額に改めた趣旨でございますが、本市の世帯別平等割額は基礎課税額、いわゆる医療分についてのみ課税することを条文上明確化するものでございまして、課税の内容に変更を伴うものではございません。したがって、条例の改正後におきましても被保険者への影響はございませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 分かりましたが、その世帯別平等割額と基礎課税額の世帯別平等割額というのは、税法上どういう違いがあるんですか。それだけ教えてください。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 名前が違っただけで同じものでございます。当初、基礎課税額と言われていたものが今度、明確化するために、基礎課税額の世帯別平等割額というものに置き違えたということです。平等割額については、俗に言われます医療分にしかかかっておりません。そこで、その医療分に「基礎課税額の」という文言を足したものです。同じものでございます。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 了解いたしました。ありがとうございます。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例で、先日の議案説明で、市内27か所ある児童遊園のうち、ここに書いてある3児童遊園をこの条例から外すということとは、児童遊園ではなくなるということによろしいですね。

それで、廃止と呼ばせていただくんですけれども、廃止理由です。これをお答えいただきたいです。議案説明では、遊具の老朽化とか、区長から何か廃止してくれという要望があったとかいうふうに聞き取れたんですけれども。区長が要望されると公園というのは廃止されるものなのかとか。あと、その公園というものの、遊園というんですか、これを廃止した後というのはどういうふうになるんでしょう。管理というのは誰がするのか、あるいはしないのか、草ぼうぼうにしておくのか。

私、この3か所の児童遊園に行ってみようと思ったんですけれども、まだ行っていないもので、ちょっと事情がよく分かっていないんですね。公園を廃止するということがちょっと私の中ではとても新しいことでしたので、この条例についてお伺いします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 戸村議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、廃止の理由ということでございますが、児童遊園につきましては、区からの要望により児童遊園を設置しているものでございます。補足説明のときにもご説明させていただいたんですけれども、遊具の老朽化及び利用児童数の減少ということで、区長のほうから廃止の要望をいただいているところでございます。

次に、管理がどうなるかというお話でございます。本市におきましては、一部を除きまして児童遊園の日頃の管理を、児童遊園が設置されている地元区に委託をしております。児童遊園としての用途廃止後は、基本的に各地権者の管理下で適正な管理をお願いすることとなります。今回廃止を予定しております三つの児童遊園の地権者は、地元の神社やお寺となっております。廃止後におきましても、地元区もしくは地権者におきまして適切に管理が行われるものと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ということは、今までは市の予算の中からこの管理費が出ていたということで、廃止以降は、この三つに関しては市の予算が使われないということでよろしいでしょうか。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） おっしゃるとおりでございます。児童遊園1施設におきまして、区のほうに2万円の委託費を支出いたしまして、お願いしておりました。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） あと24か所、児童遊園というものがある計算になるんですけれども、ほかに区からの要望とか、区長からですか、区長からの要望とかそういうものが出ていたら、出ているのか出ていないのか。あと今後の計画みたいなものがございましたらお願いします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 現在、区長のほうからの要望は出てございません。今後におきましては、地元区と協議をしながら、老朽化など必要な遊具の改修を行い、安全・安心な児童遊園を維持してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第15号の質疑を終わります。

議案第16号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第18号について質疑に入ります。

質疑の通告があります。

松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） 議案第18号について質疑を申し上げます。

旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正で、指定管理者制度を導入するようであります。どのような団体または会社を指定管理者にする計画か、また当面、どの社会体育施設に指定管理者を導入するものか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） お答えします。

まず、どのような団体等を指定管理者にする計画かということでしたが、指定管理者候補者につきましては公募で選定されますので、現段階では全くの白紙でありますけれども、スポーツ施設分野で管理の実績が豊富な事業者が選定されるものと考えております。

選定の手続きとしましては、本年4月頃に公募を行いまして、その後、旭市指定管理者候補者選定委員会で候補者を選定し、予定では、令和4年の12月議会で議決をいただき、正式に決定されることとなります。

あと、どの施設に導入するかということですが、現段階での予定ではあります、体育館、野球場、庭球場、サッカー場など、社会体育施設の一括管理を予定しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 市の考え方は分かりました。そうすると社会体育施設は市が直接管理しないで、ほとんど指定管理者に管理をしていただく。そういう考え方に今、市の行政はなっていると、そう考えてよろしいですか。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） お答えします。

そうですね。社会体育施設全体を、基本的には一括で管理をしていただくというふうに考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） ご説明ありがとうございました。終わります。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○5番（伊場哲也） 松木議員と同様な質疑というような感じがしましたので、申し訳ございませんけれども、通告と若干違うかもしれませんけれども、質疑をさせていただきます。

皆様方、新旧対照表をお持ちでしょうか。ご回答くださる方はご覧ください。

まず、28ページ、29ページ、ご覧いただけますでしょうか。この指定管理者制度、基本的にはどういった制度なのかをお伺いしたかったのですが、まずこの28ページ、29ページ。お伺いする前に自分で理解しようと思って、ページを広げました。

何と、現行の第6条略、第7条、第8条略、真っ白だったので、おやっと思いました。右側に6条以下記載されておりますけれども、左側が空欄であるがために、現行と改正案を比較確認きっちりできるのであろうかという、素朴な疑問を持ちました。いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） すみません。新旧対照表のほうで、6条及び変更後の第11条12号略ということで、記載がございませんでしたという内容になります。

すみません。略となっておりますのは変更がないということで、その部分は省略されております。今回新たに追加される部分が、右側改正欄のところの下線が引いてあり、第7条

から第10条までの部分が新たに加わる部分ですということで、新旧対照表は表記されておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） よろしく願いできないところが1点見つかりましたので、質疑をさせていただきます。

右側の改正案をご覧ください。第7条は指定管理者についての定義、第8条につきましては行う業務の範囲、第9条が管理の基準、10条は使用料の収受と。改正案のほうの文言ですけども、下から5行目になりましょうか、「管理を行わせる場合の使用料は当該指定管理者の収入として収受させるものとする」と。この文言から、高くなる可能性が出てきやしないかなというふうに思ったのですね。しかしながら、第10条の2項にこのような用語が記載されておりました。「前項に規定する使用料の額については、第6条に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする」、こう記載されておりますね。

そうしますと、必携なりあるいは市のほうで渡された法規に関するものがないと、この現行と改正案の対照表では理解できない。なぜかといいますと、第6条に定める額の範囲内、第6条、どれだ、改正案の一番上、第6条は「略」となっているんですね。左側のほうの現行の第6条、これも「略」というふうに記載されていますね。そうしますと、第6条に定める額の範囲内においてというのが理解できませんよね。

そこで、先ほどお願いしますと言われたことにつきましては、これはお願いされてもちょっと難しいよ、理解できないよということで、今質疑させていただきました。したがって結論から言いますと、6条につきましては記載すべきではなかったのかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 今、伊場議員のおっしゃるとおり、第10条で、第6条、使用料に関する部分についてはそこで決めますよということがあります。確かに、この新旧対照表ですと、その6条の内容が分からない状況にはなっております。ただ、すみません、新旧対照表の作り方がこういった形になっておりましたので、ちょっと今回はこういった形で進めさせていただきました。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 何か批判するような形で申し訳なかったですけども、そういうふうに

感じたので、率直に質疑に入れさせていただきました。

最後ですけれども、先ほど松木議員のほうからお話がありました。今後、指定管理業者に社会体育施設をお任せするようになる。そうしますと、本当に信頼のおける指定管理業者でないと困るなど。なぜかといいますと、市長の承認を得て指定管理者が定めるものと記載はされておりますけれども、その額の問題ですとか、そういったことについても十分注意をしないと、そんなふうになったんですね。

ですので、質疑というよりもお願いになりましょうか。十分に目を光らせてと言ったら語弊があるかと思いますが、指定管理業者につきましては一括業務等々をお願いするという先ほどのご答弁もございましたので、よく精査をして指定をしていただくようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） 始めます。先ほど来、前者の方々から質疑ございましたので、私のほうからは具体的施設数と名称、何個あって、その数の施設を一括で1団体が指定管理者となるという、そのこのところの数を知りたいです。可能なかどうか、その判断ですね。

あと、どういった団体だというのは先ほど公募でのご答弁がございましたので、それはよろしいです。

あと、業務の範囲です。指定管理者が行う業務の範囲というのが、こちら8条にあるんですが、ちょっと懸念されることがございまして……すみません、業務の範囲に関しましては施設名と、施設数とを伺った後にします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 指定管理につきましては、基本、社会体育施設一括管理を考えておるんですけれども、ただ、現在の社会体育施設の中で老朽化の著しいもの、また利用者の少ないもの等がございますので、それらを精査した上で、施設名、名称につきましては、この後募集要項を定めますので、そちらのほうで表したいと思います。基本そこに記載した施設につきましては、全体を1団体で管理していただくようになります。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） これ、ちょっと議案に出てきた時点で私たち、じゃこれどれだけの施設、何個の施設を一括で1団体が指定管理するのかというのが分からないと、賛成反対というのができないと思うんです。そんな20も30もあるようなところを一つの団体ができるのかとか、そういうふうに私は思うんですけれども。

少なくとも個数ぐらい。何施設なのかとか、主立った施設の老朽化しているわけじゃない、利用者も多いというところの名称ぐらいは挙げてください、あと数は挙げてください。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） それでは、主な体育施設のほうを申し上げます。

まず、体育館としまして旭市総合体育館、あと飯岡体育館、テニスコートとしまして旭スポーツの森公園庭球場、旭文化の杜公園庭球場、野球場としまして旭スポーツの森公園野球場、海上コミュニティ運動公園野球場、飯岡野球場、干潟さくら台野球場、あと現在つくっております旭市サッカー場、そのほかいいおかふれあいスポーツ公園など、だいたい10施設になるかなと考えております。

また10施設の管理になりますけれども、令和2年度、民間事業者が参加する意向があるかどうか、実際施設を見ていただいて意向調査を行っております。その結果、複数の会社が指定管理に興味があるということで回答はいただいております。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） だいたい10施設とご答弁ございました。この中で海上コミュニティ野球場というんですか。これは今回の議案に上がっている消防分署、そこのあれとは違うんですね。分かりました。違うということだけ分かればいいです。

じゃ、この体育施設を何個にするのかというところを決定しないと、指定管理者というのを決めることをできないと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

あと、その業務内容です。先ほど飯岡体育館もこの中に入っているということなんですけれども、10施設の中に入っているということなんですけれどもね。飯岡体育館のテニスコートを駐車場にするというような話が出ているらしくて、ご相談に見える方がいらっしゃいます。ご相談に見えた方がいらっしゃいます。指定管理者が行う業務の範囲でそういったテニ

スコートを駐車場に変えとか、そういうような業務ができるんでしょうか。この8条の中に該当する項目がございますか。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） お答えします。

まず指定管理者を公募するに当たりましては、募集要項をつくります。その中には、この施設をやってもらいたいというのが明記されますので、それを見て業者のほうは応募していただくような形になります。そこには当然、施設の名称と数は記載されております。

あと業務内容、テニスコートを駐車場ということですが、飯岡のテニスコートはもう施設は廃止しております。ですので、廃止した施設を指定管理に出すということは考えておりません。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑を終わりました。

議案第18号の質疑を終わります。

議案第19号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第20号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第21号について質疑に入ります。

質疑の通告があります。

伊場哲也議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○5番（伊場哲也） 議案第21号、市道路線の認定及び変更について質疑いたします。

安全並びに管理について市当局はどのようにお考えなのか、見解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、市道認定に係る安全管理につきましてお答え申し上げます。

旭市道路線認定要綱におきまして市道として認定する道路は、一般の通行の用に供され、安全かつ円滑な交通ができるものとされております。今回の路線につきましても、各法令の整備基準に基づき築造されたものでありますので、標準的な安全を確保されていると考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 再質疑させていただきます。私は毎朝、朝7時から8時まで毎朝、新しくできた、認定された道路を見ております。今朝も見てきました。

2ページ開けていただけますか。私が言いたいのは整理番号1番、A-5248号線でございます。この新しく認定されたこの市道なんですけれども、南北に、南に下ってこの矢印がございますね。この一番北側の118.95メートルに達するこの丸い部分ですね。ここは、道路そのものは強靱でも、旭市は交通安全宣言しておりますんでね、ここは危ないのですね。この2ページを作成された方、この丸印の地点と、南に下って市道A-5066号線にぶつかるT字路部分ですね、三角部分です、この地図で言いますと。ここにはミラーをつける、そういうご予定は考えていらっしゃいますか。質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊場議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、ご質問の場所につきましてカーブミラーの設置ということでお話が今ございました。本路線につきましても現場を確認しておりますので、今後、必要と判断されればカーブミラーの設置も検討いたしたいと思えます。

ただし、現地でございますが、設置するための土地や電柱がない場合には設置ができないケースもございますので、その辺は現場の様子次第となってまいるかと思えます。

これは、またその現場ということではございませんが、ミラーを設置することで、本来、道路交通法上徐行すべきであるにもかかわらず、かえってミラーで確認することで目視をされないで、徐行されないケースというのも多々ございますので、その辺も含めて判断させていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊場議員。

○5番（伊場哲也） 浪川課長、八馬副課長はいらっしゃいませんけれども、俊敏なる対応ということで地域住民感謝しております。すばらしい判断かと思えますけれども。私は、先ほども言いましたように毎朝見ておりますので、確実に危険ですので、重々よく現場確認をしていただき、これは絶対必要だなど、そういうふうに思われるかと思えますので、あとは設置をどうしたらいいか。

具体的に言いますと、丸印の北側部分の道を挟んで北側の土地の持ち主につきましては、いつでも市に協力してあげるよというふうに言ってくださっております。なお西側につきましては本市役所職員でございますので、反対することは絶対ないというふうに思いますし、また、南側のこの三角矢印の部分ですけれども、反対側の東部分は空き地でございます。

○議長（木内欽市） 伊場議員に申し上げます。道路認定に対する質問でございますので、これ以上の同様な質問はご遠慮願います。

○5番（伊場哲也） 分かりました。では、これにて終了ということになりましょうか。

○議長（木内欽市） 伊場議員。

○5番（伊場哲也） それでは、違う内容でよければ、再々3回目の質疑はよろしいですか。

○議長（木内欽市） 以上で、質問は3回ですので終わりです。

○5番（伊場哲也） 残念ですけれども、大変ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 伊場議員の質疑は終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第21号の質疑を終わります。

議案第22号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第23号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第24号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第25号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第22号～議案第24号直接審議（先議）

○議長（木内欽市） おはかりいたします。議案第22号から議案第24号までの3議案は人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号から議案第24号までの3議案は、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第22号から議案第24号までの3議案は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

採決は、電子表決システムで行います。

議案第22号、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第22号は同意することに決しました。

議案第23号、旭市人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第23号は同意することに決しました。

議案第24号、旭市人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第24号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（木内欽市） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第21号までと議案第25号の22議案を、お手元に配付してあります付託議案分担表、1、議案の表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、16日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたします。

これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は8日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございます。

散会 午後 4時17分